

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1	資料1 災害危険区域関係	資料1 災害危険区域関係																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1	資料1－2 浸水想定区域内要配慮者利用施設 （1）洪水浸水想定区域内要配慮者施設 以下の施設は、矢作川、高浜川及びその支川（新川、油ヶ淵、長田川）が氾濫した場合に50cm以上の浸水が想定される区域に所在しているため、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。	資料1－2 浸水想定区域内要配慮者利用施設 （1）洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設 以下の施設は、矢作川が氾濫した場合に50cm以上の浸水が想定される区域に所在しているため、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2	<table><tr><th>No.</th><th>学校区</th><th>用 途</th><th>対象施設名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>避難所</th><th>想定水深 (矢作川)</th><th>想定水深 (高浜川)</th></tr><tr><td>1</td><td>新川</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>2</td><td>新川</td><td>障害者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5m～8m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>3</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～1.5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>4</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.5m～3m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>5</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～1.5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>6</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～1.5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>7</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.5m～3m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>8</td><td>棚尾</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～1.5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>9</td><td>棚尾</td><td>幼稚園</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～1.5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>10</td><td>棚尾</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.5m～3m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>11</td><td>棚尾</td><td>障害者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～1.5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td></td><td>(追加)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>12</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～1.5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>13</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.5m～3m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>14</td><td>日進</td><td>小学校</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>15</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>16</td><td>日進</td><td>障害者・高齢者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～1.5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>17</td><td>日進</td><td>障害者・高齢者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～1.5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>18</td><td>日進</td><td>高齢者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～1.5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>19</td><td>日進</td><td>高齢者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～1.5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td></td><td>(追加)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>20</td><td>鷺塚</td><td>医療施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>21</td><td>鷺塚</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>22</td><td>鷺塚</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>23</td><td>鷺塚</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>24</td><td>鷺塚</td><td>老人保健施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.5m～3m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>25</td><td>鷺塚</td><td>老人福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.5m～3m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>26</td><td>鷺塚</td><td>老人福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.5m～3m</td><td>浸水なし</td></tr></table>	No.	学校区	用 途	対象施設名	所在地	電話番号	避難所	想定水深 (矢作川)	想定水深 (高浜川)	1	新川	児童福祉施設					3m～5m	浸水なし	2	新川	障害者通所施設					5m～8m	浸水なし	3	大浜	児童福祉施設					0.5m～1.5m	浸水なし	4	大浜	児童福祉施設					1.5m～3m	浸水なし	5	大浜	障害者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし	6	大浜	障害者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし	7	大浜	児童福祉施設					1.5m～3m	浸水なし	8	棚尾	児童福祉施設					0.5m～1.5m	浸水なし	9	棚尾	幼稚園					0.5m～1.5m	浸水なし	10	棚尾	児童福祉施設					1.5m～3m	浸水なし	11	棚尾	障害者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし		(追加)								12	日進	児童福祉施設					0.5m～1.5m	浸水なし	13	日進	児童福祉施設					1.5m～3m	浸水なし	14	日進	小学校					3m～5m	浸水なし	15	日進	児童福祉施設					3m～5m	浸水なし	16	日進	障害者・高齢者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし	17	日進	障害者・高齢者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし	18	日進	高齢者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし	19	日進	高齢者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし		(追加)								20	鷺塚	医療施設					3m～5m	浸水なし	21	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m	浸水なし	22	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m	浸水なし	23	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m	浸水なし	24	鷺塚	老人保健施設					1.5m～3m	浸水なし	25	鷺塚	老人福祉施設					1.5m～3m	浸水なし	26	鷺塚	老人福祉施設					1.5m～3m	浸水なし	<table><tr><th>No.</th><th>学校区</th><th>用 途</th><th>対象施設名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>避難所</th><th>想定水深 (矢作川)</th></tr><tr><td>1</td><td>新川</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>2</td><td>新川</td><td>障害者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5m以上</td></tr><tr><td>3</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>4</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>5</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>6</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>7</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>8</td><td>棚尾</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>9</td><td>棚尾</td><td>幼稚園</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>10</td><td>棚尾</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>11</td><td>棚尾</td><td>障害者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>12</td><td>棚尾</td><td>障害者共同生活施設</td><td>ゆいりすホーム碧南雨池</td><td>雨池町2-1-1</td><td>0563-53-5360</td><td>南部市民プラザ</td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>13</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>14</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>15</td><td>日進</td><td>小学校</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>16</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>17</td><td>日進</td><td>障害者・高齢者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>18</td><td>日進</td><td>障害者・高齢者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>19</td><td>日進</td><td>高齢者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>20</td><td>日進</td><td>高齢者通所施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>21</td><td>日進</td><td>障害者通所施設</td><td>ウィズ・ユウ碧南</td><td>日進町2-7</td><td>93-5538</td><td>碧南市文化会館</td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>22</td><td>鷺塚</td><td>医療施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>23</td><td>鷺塚</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>24</td><td>鷺塚</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>25</td><td>鷺塚</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3m～5m未満</td></tr><tr><td>26</td><td>鷺塚</td><td>老人保健施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>27</td><td>鷺塚</td><td>老人福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>28</td><td>鷺塚</td><td>老人福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr></table>	No.	学校区	用 途	対象施設名	所在地	電話番号	避難所	想定水深 (矢作川)	1	新川	児童福祉施設					3m～5m未満	2	新川	障害者通所施設					5m以上	3	大浜	児童福祉施設					0.5m～3m未満	4	大浜	児童福祉施設					0.5m～3m未満	5	大浜	障害者通所施設					0.5m～3m未満	6	大浜	障害者通所施設					0.5m～3m未満	7	大浜	児童福祉施設					0.5m～3m未満	8	棚尾	児童福祉施設					0.5m～3m未満	9	棚尾	幼稚園					0.5m～3m未満	10	棚尾	児童福祉施設					0.5m～3m未満	11	棚尾	障害者通所施設					0.5m～3m未満	12	棚尾	障害者共同生活施設	ゆいりすホーム碧南雨池	雨池町2-1-1	0563-53-5360	南部市民プラザ	0.5m～3m未満	13	日進	児童福祉施設					0.5m～3m未満	14	日進	児童福祉施設					0.5m～3m未満	15	日進	小学校					3m～5m未満	16	日進	児童福祉施設					3m～5m未満	17	日進	障害者・高齢者通所施設					0.5m～3m未満	18	日進	障害者・高齢者通所施設					0.5m～3m未満	19	日進	高齢者通所施設					0.5m～3m未満	20	日進	高齢者通所施設					0.5m～3m未満	21	日進	障害者通所施設	ウィズ・ユウ碧南	日進町2-7	93-5538	碧南市文化会館	0.5m～3m未満	22	鷺塚	医療施設					3m～5m未満	23	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m未満	24	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m未満	25	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m未満	26	鷺塚	老人保健施設					0.5m～3m未満	27	鷺塚	老人福祉施設					0.5m～3m未満	28	鷺塚	老人福祉施設					0.5m～3m未満	(情報の更新等)
No.	学校区	用 途	対象施設名	所在地	電話番号	避難所	想定水深 (矢作川)	想定水深 (高浜川)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1	新川	児童福祉施設					3m～5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2	新川	障害者通所施設					5m～8m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3	大浜	児童福祉施設					0.5m～1.5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
4	大浜	児童福祉施設					1.5m～3m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5	大浜	障害者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
6	大浜	障害者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
7	大浜	児童福祉施設					1.5m～3m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
8	棚尾	児童福祉施設					0.5m～1.5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
9	棚尾	幼稚園					0.5m～1.5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
10	棚尾	児童福祉施設					1.5m～3m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
11	棚尾	障害者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	(追加)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	日進	児童福祉施設					0.5m～1.5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
13	日進	児童福祉施設					1.5m～3m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
14	日進	小学校					3m～5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
15	日進	児童福祉施設					3m～5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
16	日進	障害者・高齢者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
17	日進	障害者・高齢者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
18	日進	高齢者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
19	日進	高齢者通所施設					0.5m～1.5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	(追加)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
20	鷺塚	医療施設					3m～5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
21	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
22	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
23	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
24	鷺塚	老人保健施設					1.5m～3m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
25	鷺塚	老人福祉施設					1.5m～3m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
26	鷺塚	老人福祉施設					1.5m～3m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
No.	学校区	用 途	対象施設名	所在地	電話番号	避難所	想定水深 (矢作川)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	新川	児童福祉施設					3m～5m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	新川	障害者通所施設					5m以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	大浜	児童福祉施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	大浜	児童福祉施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	大浜	障害者通所施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	大浜	障害者通所施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	大浜	児童福祉施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	棚尾	児童福祉施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	棚尾	幼稚園					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
10	棚尾	児童福祉施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
11	棚尾	障害者通所施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
12	棚尾	障害者共同生活施設	ゆいりすホーム碧南雨池	雨池町2-1-1	0563-53-5360	南部市民プラザ	0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
13	日進	児童福祉施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
14	日進	児童福祉施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
15	日進	小学校					3m～5m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
16	日進	児童福祉施設					3m～5m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
17	日進	障害者・高齢者通所施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
18	日進	障害者・高齢者通所施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
19	日進	高齢者通所施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
20	日進	高齢者通所施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
21	日進	障害者通所施設	ウィズ・ユウ碧南	日進町2-7	93-5538	碧南市文化会館	0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
22	鷺塚	医療施設					3m～5m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
23	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
24	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
25	鷺塚	児童福祉施設					3m～5m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
26	鷺塚	老人保健施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
27	鷺塚	老人福祉施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
28	鷺塚	老人福祉施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	<table><tr><td></td><td>(追加)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>27</td><td>西端</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.5m～3m</td><td>1m～2m</td></tr><tr><td>28</td><td>西端</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.5m～3m</td><td>浸水なし</td></tr><tr><td>29</td><td>西端</td><td>老人福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5m～8m</td><td>2m～5m</td></tr></table> ※水防法の規定に基づき、国土交通大臣及び知事に指定された洪水予報河川及び水位周知河川の洪水による浸水が想定される施設の所有者及び管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を策定するとともに、避難訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めなければならない(水防法第15条の3)。 ・矢作川は洪水予報河川に指定されている。 ・高浜川及びその支川は洪水予報河川、水位周知河川ともに指定されていない。(ただし、県より浸水想定域が公表されている) (2) 津波浸水想定区域内要配慮者施設 以下の施設は、南海トラフ地震発生により津波が生じた場合に50cm以上の浸水が想定される区域に所在しているため、利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。 <table><tr><th>No.</th><th>学校区</th><th>用途</th><th>対象施設名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>最寄避難所</th><th>想定浸水深</th></tr><tr><td>1</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td>ふれあいの杜まんなか</td><td>若松町3-105</td><td>93-3956</td><td>大浜小学校</td><td>0.7m</td></tr><tr><td>2</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td>就労センター オアシス碧南3</td><td>浜田町2-7</td><td>070-1547-1890</td><td>大浜小学校</td><td>0.6m</td></tr><tr><td>3</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td>築山保育園</td><td>塩浜町7-99</td><td>41-0999</td><td>大浜小学校</td><td>0.8m</td></tr><tr><td>4</td><td>大浜</td><td>老人福祉施設</td><td>特別養護老人ホーム 川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td>46-5210</td><td>川口農業センター</td><td>2.0m</td></tr><tr><td>5</td><td>大浜</td><td>認知症対応型共同生活施設</td><td>グループホーム 川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td>46-5217</td><td>川口農業センター</td><td>2.0m</td></tr><tr><td>6</td><td>大浜</td><td>高齢者通所施設</td><td>デイサービス 川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td>46-5280</td><td>川口農業センター</td><td>2.0m</td></tr><tr><td>7</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td>児童養護施設オリーブ</td><td>江口町3-12</td><td>46-2888</td><td>川口農業センター</td><td>2.1m</td></tr><tr><td></td><td>(追加)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>日進</td><td>小学校</td><td>日進小学校</td><td>日進町4-1</td><td>41-0995</td><td>碧南市文化会館</td><td>0.8m</td></tr><tr><td>9</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td>日進児童クラブ</td><td>日進町4-1</td><td>46-1262</td><td>碧南市文化会館</td><td>0.8m</td></tr><tr><td>10</td><td>日進</td><td>障害者・高齢者通所施設</td><td>伏見之園・かなりや デイサービス</td><td>三宅町1-67</td><td>46-4048</td><td>東部市民プラザ</td><td>0.5m</td></tr><tr><td>11</td><td>日進</td><td>高齢者通所施設</td><td>かなりや</td><td>三宅町2-35</td><td>42-1147</td><td>東部市民プラザ</td><td>0.5m</td></tr><tr><td>12</td><td>日進</td><td>高齢者通所施設</td><td>JAあいち中央 デイサービス碧南</td><td>日進町2-27</td><td>46-1200</td><td>碧南市文化会館</td><td>0.7m</td></tr><tr><td></td><td>(追加)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※愛知県が令和元年7月30日に津波災害計画区域指定を公示したことにより、上記の津波災害警戒区域内に立地している要配慮者施設(社会福祉施設、学校、医療施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設)には、津波発生時に施設利用者等の		(追加)								27	西端	児童福祉施設					1.5m～3m	1m～2m	28	西端	児童福祉施設					1.5m～3m	浸水なし	29	西端	老人福祉施設					5m～8m	2m～5m	No.	学校区	用途	対象施設名	所在地	電話番号	最寄避難所	想定浸水深	1	大浜	障害者通所施設	ふれあいの杜まんなか	若松町3-105	93-3956	大浜小学校	0.7m	2	大浜	障害者通所施設	就労センター オアシス碧南3	浜田町2-7	070-1547-1890	大浜小学校	0.6m	3	大浜	児童福祉施設	築山保育園	塩浜町7-99	41-0999	大浜小学校	0.8m	4	大浜	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5210	川口農業センター	2.0m	5	大浜	認知症対応型共同生活施設	グループホーム 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5217	川口農業センター	2.0m	6	大浜	高齢者通所施設	デイサービス 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5280	川口農業センター	2.0m	7	大浜	児童福祉施設	児童養護施設オリーブ	江口町3-12	46-2888	川口農業センター	2.1m		(追加)							8	日進	小学校	日進小学校	日進町4-1	41-0995	碧南市文化会館	0.8m	9	日進	児童福祉施設	日進児童クラブ	日進町4-1	46-1262	碧南市文化会館	0.8m	10	日進	障害者・高齢者通所施設	伏見之園・かなりや デイサービス	三宅町1-67	46-4048	東部市民プラザ	0.5m	11	日進	高齢者通所施設	かなりや	三宅町2-35	42-1147	東部市民プラザ	0.5m	12	日進	高齢者通所施設	JAあいち中央 デイサービス碧南	日進町2-27	46-1200	碧南市文化会館	0.7m		(追加)							<table><tr><td>29</td><td>鷺塚</td><td>障害者通所施設</td><td>KTチャレンジ</td><td>縄手町 5-120-3</td><td>57-727 2</td><td>鷺塚小学校</td><td>5m以上</td></tr><tr><td>30</td><td>西端</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>31</td><td>西端</td><td>児童福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.5m～3m未満</td></tr><tr><td>32</td><td>西端</td><td>老人福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5m以上</td></tr></table> ※水防法の規定に基づき、国土交通大臣及び知事に指定された洪水予報河川及び水位周知河川の洪水による浸水が想定される施設の所有者及び管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を策定するとともに、避難訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めなければならない(水防法第15条の3)。 ・矢作川は洪水予報河川に指定されている。 (削除) (2) 津波災害警戒区域内要配慮者利用施設 以下の施設は、南海トラフ地震発生により津波が生じた場合に50cm以上の基準水位が想定される区域に所在しているため、利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。 <table><tr><th>No.</th><th>学校区</th><th>用途</th><th>対象施設名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>最寄避難所</th><th>基準水位</th></tr><tr><td>1</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td>ふれあいの杜まんなか</td><td>若松町3-105</td><td>93-3956</td><td>大浜小学校</td><td>0.7m</td></tr><tr><td>2</td><td>大浜</td><td>障害者通所施設</td><td>就労センター オアシス碧南3</td><td>浜田町2-7</td><td>070-1547-1890</td><td>大浜小学校</td><td>0.6m</td></tr><tr><td>3</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td>築山保育園</td><td>塩浜町7-99</td><td>41-0999</td><td>大浜小学校</td><td>0.8m</td></tr><tr><td>4</td><td>大浜</td><td>老人福祉施設</td><td>特別養護老人ホーム 川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td>46-5210</td><td>川口農業センター</td><td>2.0m</td></tr><tr><td>5</td><td>大浜</td><td>認知症対応型共同生活施設</td><td>グループホーム 川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td>46-5217</td><td>川口農業センター</td><td>2.0m</td></tr><tr><td>6</td><td>大浜</td><td>高齢者通所施設</td><td>デイサービス 川口結いの家</td><td>川口町1-178-1</td><td>46-5280</td><td>川口農業センター</td><td>2.0m</td></tr><tr><td>7</td><td>大浜</td><td>児童福祉施設</td><td>児童養護施設オリーブ</td><td>江口町3-12</td><td>46-2888</td><td>川口農業センター</td><td>2.1m</td></tr><tr><td>8</td><td>棚尾</td><td>障害者共同生活施設</td><td>ゆいりすホーム碧南雨池</td><td>雨池町2-1-1</td><td>0563-53-5360</td><td>南部市民プラザ</td><td>1.0m</td></tr><tr><td>9</td><td>日進</td><td>小学校</td><td>日進小学校</td><td>日進町4-1</td><td>41-0995</td><td>碧南市文化会館</td><td>0.8m</td></tr><tr><td>10</td><td>日進</td><td>児童福祉施設</td><td>日進児童クラブ</td><td>日進町4-1</td><td>46-1262</td><td>碧南市文化会館</td><td>0.8m</td></tr><tr><td>11</td><td>日進</td><td>障害者・高齢者通所施設</td><td>伏見之園・かなりや デイサービス</td><td>三宅町1-67</td><td>46-4048</td><td>東部市民プラザ</td><td>0.5m</td></tr><tr><td>12</td><td>日進</td><td>高齢者通所施設</td><td>かなりや</td><td>三宅町2-35</td><td>42-1147</td><td>東部市民プラザ</td><td>0.5m</td></tr><tr><td>13</td><td>日進</td><td>高齢者通所施設</td><td>JAあいち中央 デイサービス碧南</td><td>日進町2-27</td><td>46-1200</td><td>碧南市文化会館</td><td>0.7m</td></tr><tr><td>14</td><td>日進</td><td>障害者通所施設</td><td>ウィズ・ユ-碧南</td><td>日進町2-7</td><td>93-5538</td><td>碧南市文化会館</td><td>0.5m</td></tr></table> ※愛知県が令和元年7月30日に津波災害計画区域指定を公示したことにより、上記の津波災害警戒区域内に立地している要配慮者施設(社会福祉施設、学校、医療施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設)には、津波発生時に施設利用者等	29	鷺塚	障害者通所施設	KTチャレンジ	縄手町 5-120-3	57-727 2	鷺塚小学校	5m以上	30	西端	児童福祉施設					0.5m～3m未満	31	西端	児童福祉施設					0.5m～3m未満	32	西端	老人福祉施設					5m以上	No.	学校区	用途	対象施設名	所在地	電話番号	最寄避難所	基準水位	1	大浜	障害者通所施設	ふれあいの杜まんなか	若松町3-105	93-3956	大浜小学校	0.7m	2	大浜	障害者通所施設	就労センター オアシス碧南3	浜田町2-7	070-1547-1890	大浜小学校	0.6m	3	大浜	児童福祉施設	築山保育園	塩浜町7-99	41-0999	大浜小学校	0.8m	4	大浜	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5210	川口農業センター	2.0m	5	大浜	認知症対応型共同生活施設	グループホーム 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5217	川口農業センター	2.0m	6	大浜	高齢者通所施設	デイサービス 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5280	川口農業センター	2.0m	7	大浜	児童福祉施設	児童養護施設オリーブ	江口町3-12	46-2888	川口農業センター	2.1m	8	棚尾	障害者共同生活施設	ゆいりすホーム碧南雨池	雨池町2-1-1	0563-53-5360	南部市民プラザ	1.0m	9	日進	小学校	日進小学校	日進町4-1	41-0995	碧南市文化会館	0.8m	10	日進	児童福祉施設	日進児童クラブ	日進町4-1	46-1262	碧南市文化会館	0.8m	11	日進	障害者・高齢者通所施設	伏見之園・かなりや デイサービス	三宅町1-67	46-4048	東部市民プラザ	0.5m	12	日進	高齢者通所施設	かなりや	三宅町2-35	42-1147	東部市民プラザ	0.5m	13	日進	高齢者通所施設	JAあいち中央 デイサービス碧南	日進町2-27	46-1200	碧南市文化会館	0.7m	14	日進	障害者通所施設	ウィズ・ユ-碧南	日進町2-7	93-5538	碧南市文化会館	0.5m	2. 碧南市各部署局における活動の反映等	(情報の更新等)
	(追加)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
27	西端	児童福祉施設					1.5m～3m	1m～2m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
28	西端	児童福祉施設					1.5m～3m	浸水なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
29	西端	老人福祉施設					5m～8m	2m～5m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
No.	学校区	用途	対象施設名	所在地	電話番号	最寄避難所	想定浸水深																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1	大浜	障害者通所施設	ふれあいの杜まんなか	若松町3-105	93-3956	大浜小学校	0.7m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	大浜	障害者通所施設	就労センター オアシス碧南3	浜田町2-7	070-1547-1890	大浜小学校	0.6m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3	大浜	児童福祉施設	築山保育園	塩浜町7-99	41-0999	大浜小学校	0.8m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4	大浜	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5210	川口農業センター	2.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5	大浜	認知症対応型共同生活施設	グループホーム 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5217	川口農業センター	2.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6	大浜	高齢者通所施設	デイサービス 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5280	川口農業センター	2.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
7	大浜	児童福祉施設	児童養護施設オリーブ	江口町3-12	46-2888	川口農業センター	2.1m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(追加)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8	日進	小学校	日進小学校	日進町4-1	41-0995	碧南市文化会館	0.8m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9	日進	児童福祉施設	日進児童クラブ	日進町4-1	46-1262	碧南市文化会館	0.8m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10	日進	障害者・高齢者通所施設	伏見之園・かなりや デイサービス	三宅町1-67	46-4048	東部市民プラザ	0.5m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11	日進	高齢者通所施設	かなりや	三宅町2-35	42-1147	東部市民プラザ	0.5m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12	日進	高齢者通所施設	JAあいち中央 デイサービス碧南	日進町2-27	46-1200	碧南市文化会館	0.7m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(追加)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
29	鷺塚	障害者通所施設	KTチャレンジ	縄手町 5-120-3	57-727 2	鷺塚小学校	5m以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
30	西端	児童福祉施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
31	西端	児童福祉施設					0.5m～3m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
32	西端	老人福祉施設					5m以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
No.	学校区	用途	対象施設名	所在地	電話番号	最寄避難所	基準水位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1	大浜	障害者通所施設	ふれあいの杜まんなか	若松町3-105	93-3956	大浜小学校	0.7m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	大浜	障害者通所施設	就労センター オアシス碧南3	浜田町2-7	070-1547-1890	大浜小学校	0.6m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3	大浜	児童福祉施設	築山保育園	塩浜町7-99	41-0999	大浜小学校	0.8m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4	大浜	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5210	川口農業センター	2.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5	大浜	認知症対応型共同生活施設	グループホーム 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5217	川口農業センター	2.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6	大浜	高齢者通所施設	デイサービス 川口結いの家	川口町1-178-1	46-5280	川口農業センター	2.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
7	大浜	児童福祉施設	児童養護施設オリーブ	江口町3-12	46-2888	川口農業センター	2.1m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8	棚尾	障害者共同生活施設	ゆいりすホーム碧南雨池	雨池町2-1-1	0563-53-5360	南部市民プラザ	1.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9	日進	小学校	日進小学校	日進町4-1	41-0995	碧南市文化会館	0.8m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10	日進	児童福祉施設	日進児童クラブ	日進町4-1	46-1262	碧南市文化会館	0.8m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11	日進	障害者・高齢者通所施設	伏見之園・かなりや デイサービス	三宅町1-67	46-4048	東部市民プラザ	0.5m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12	日進	高齢者通所施設	かなりや	三宅町2-35	42-1147	東部市民プラザ	0.5m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13	日進	高齢者通所施設	JAあいち中央 デイサービス碧南	日進町2-27	46-1200	碧南市文化会館	0.7m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
14	日進	障害者通所施設	ウィズ・ユ-碧南	日進町2-7	93-5538	碧南市文化会館	0.5m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																		
3	円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとして、要配慮者施設の管理者には、津波防災地域づくりに関する法律第71条において、避難確保計画の作成が義務付けられています。 ※想定浸水深については、愛知県が10mメッシュで被害シミュレーションを作成しているため、所在地の建物に重なる<u>想定浸水深</u>において、最大値のものを上記の表には記載して<u>おります</u>	の、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとして、要配慮者施設の管理者には、津波防災地域づくりに関する法律第71条において、避難確保計画の作成が義務付けられている。 ※<u>基準水位</u>については、愛知県が10mメッシュで被害シミュレーションを作成しているため、所在地の建物に重なる<u>基準水位</u>において、最大値のものを上記の表には記載して<u>いる</u>。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)																		
4	資料2 気象・地震観測・予報警報の種類	資料2 気象・地震観測・予報警報の種類																			
4	資料2-1 地震に関する情報の種類及び津波に関する予報警報の種類(略) 2 津波に関する予報警報の種類 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下、これらを「津波警報等」という)を発表する。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられている恐れがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。	資料2-1 地震に関する情報の種類及び津波に関する予報警報の種類(略) 2 津波に関する予報警報の種類 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下、これらを「津波警報等」という)を<u>津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。</u> 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は<u>5段階</u>の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震<u>に対しては、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表する。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)																		
	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 <table><tr><th>津波警報等の種類</th><th>発表基準</th><th>津波の高さ予想の区分</th><th>(略)</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報 (特別警報)</td><td rowspan="2">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>(10m<高さ)</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(5m<高さ≤10m)</td></tr></table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	(略)	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	(10m<高さ)	(略)	(5m<高さ≤10m)	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 <table><tr><th>津波警報等の種類</th><th>発表基準</th><th>津波の高さ予想の区分</th><th>(略)</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報 (特別警報)</td><td rowspan="2">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>(10m<<u>予想</u>高さ)</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(5m<<u>予想</u>高さ≤10m)</td></tr></table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	(略)	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	(10m< <u>予想</u> 高さ)	(略)	(5m< <u>予想</u> 高さ≤10m)	
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	(略)																		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	(10m<高さ)	(略)																		
		(5m<高さ≤10m)																			
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	(略)																		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	(10m< <u>予想</u> 高さ)	(略)																		
		(5m< <u>予想</u> 高さ≤10m)																			

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁

4

5

(3m＜高さ≦5m)

津波警報

予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合

(1m＜高さ≦3m)

津波注意報

予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合

(0.2m≦高さ≦1m)

(略)

(略)

イ 津波警報等の留意事項等

(略)

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(略)

5

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表（発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表を参照）
	(略)	(略)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

(略)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

改正後(令和3年2月修正)

(3m＜予想高さ≦5m)

津波警報

予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合

(1m＜予想高さ≦3m)

津波注意報

予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合

(0.2m≦予想高さ≦1m)

(略)

(略)

イ 津波警報等の留意事項等

(略)

・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。

(略)

5

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表（発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表を参照）
	(略)	(略)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

(略)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）

改正理由

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁

6

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせる恐れがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(略)

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ>1m	(略)
	観測された津波の高さ≤1m	
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	
	観測された津波の高さ<0.2m	
津波注意報	(すべて数値で発表)	

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ>3m	(略)
	観測された津波の高さ≤3m	
津波警報	観測された津波の高さ>1m	
	観測された津波の高さ≤1m	
津波注意報	(すべて数値で発表)	

8

資料 2－2 予警報等の種類と発表基準

1 予警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準				
警 報	(略)	(略)				
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。				
		市町村等をまとめた区域	市町村	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準

改正後(令和3年2月修正)

を津波予報区単位で発表する。
・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
(略)

最大波の観測値の発表内容

発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	(略)
	1 m以下	
津波警報	0.2 m以上	
	0.2 m未満	
津波注意報	(すべての場合)	

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合）

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	(略)
	3 m以下	
津波警報	1 m超	
	1 m以下	
津波注意報	(すべての場合)	

2. 碧南市各局における活動の反映等

(情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)						改正後(令和3年2月修正)						改正理由		
8			西三河南部	碧南市	矢作川 [岩津・米津]	蜷川流域＝4.9 長田川流域＝ 12.1	蜷川流域＝ (11、4.4) 長田川流域＝ (13、6.6)			西三河南部	碧南市	矢作川 [岩津・米津]	蜷川流域＝ 10.5 長田川流域＝ 10.6	蜷川流域＝ (10、10) 長田川流域＝ (18、5.7)	2. 碧南市各局における活動の反映等
9	注 意 報	(略)	(略)				(略)				(情報の更新等)				
洪水注意報		洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。				洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には以下の基準による。									
		市町村等を まとめた区域	市町村	指定河川洪水 予報による基準	流域雨量 指数基準	複合基準	市町村等を まとめた区域	市町村	指定河川洪水 予報による基準	流域雨量 指数基準	複合基準				
		西三河南部	碧南市	矢作川 [米津]	蜷川流域＝3.9 長田川流域＝ 9.6	蜷川流域＝ (7、3.7) 長田川流域＝ (9、5.9)	西三河南部	碧南市	矢作川 [米津]	蜷川流域＝8.4 長田川流域＝ 8.4	蜷川流域＝ (6、8) 長田川流域＝ (10、5.1)				
	(略)		(略)				(略)		(略)						
11	2 特別警報の種類と発表基準						2 特別警報の種類と発表基準						2. 碧南市各局における活動の反映等		
	現象の種類	特別警報の基準	特別警報の指標		碧南市における 50年に一度の値		現象の種類	特別警報の基準	特別警報の指標		碧南市における 50年に一度の値		(情報の更新等)		
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	(追加)		48時間雨量＝471mm 3時間雨量＝181mm 土壌雨量指数＝281		大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下に記載する。 雨を要因とする特別警報（警戒レベル5相当）の指標		48時間雨量＝428mm 3時間雨量＝169mm 土壌雨量指数＝265				
	地面現象 （大雨特別警報（土砂災害））		1 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に大雨特別警報を発表する。		※特別警報は50年に一度の値を超過する領域が府県予報区程度の広がりをもつ現象を対象としているため、碧南市が上記の値を超えることのみで特別警報は発表されることはない。		地面現象 （大雨特別警報（土砂災害））		1 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。		※特別警報は50年に一度の値を超過する領域が府県予報区程度の広がりをもつ現象を対象としているため、碧南市が上記の値を超えることのみで特別警報は発表されることはない。				
			① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。						① 48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。						
			② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mmを超え						② 3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカ						

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
11	<table><tr><td></td><td></td><td>る格子のみをカウント対象とする)。 (追加)</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、 風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気 圧が来襲する場合に、大雨特別警報を発表す る。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			る格子のみをカウント対象とする)。 (追加)		2	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、 風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気 圧が来襲する場合に、大雨特別警報を発表す る。			(略)				<table><tr><td></td><td></td><td>ウント対象とする)。 ※1：降った雨が地下の土壌中にどれだけ 貯まっているかを数値化した値。</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、 風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気 圧が来襲する場合に、大雨特別警報を発表す る。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			ウント対象とする)。 ※1：降った雨が地下の土壌中にどれだけ 貯まっているかを数値化した値。		2	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、 風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気 圧が来襲する場合に、大雨特別警報を発表す る。			(略)				2. 碧南市各部 局における活 動の反映等
		る格子のみをカウント対象とする)。 (追加)																									
2	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、 風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気 圧が来襲する場合に、大雨特別警報を発表す る。																										
(略)																											
		ウント対象とする)。 ※1：降った雨が地下の土壌中にどれだけ 貯まっているかを数値化した値。																									
2	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、 風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気 圧が来襲する場合に、大雨特別警報を発表す る。																										
(略)																											

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁

14

資料3－2 排水機場施設一覧表
1 下水道課管理施設

	ポンプ場名	設置場所	口径(mm)	排水量(m³/分)	台数	型式
(略)						
2	源氏町ポンプ場	源氏町1丁目				
3	汐田町ポンプ場	汐田町1丁目				
(略)						

15

資料3－3 重要水防箇所
(略)
1 国土交通省管理区間 (矢作川)

No.	重要度	種 別	位 置	地先名	延長 m	摘 要 (水防工法)
1	A	工作物	6.4k+109m	三角町		管理橋、操作台、取付護岸 (鷺塚放水口ひ管)
2	B	堤防断面	-1.2k～1.0k	川口町～ 河方町	2,180	断面不足、天端不足(築き直し工)
3	B	堤防高	0.8k～2.0k	河方町～ 前浜町	1,180	暫定堤防(積土のう工)
4	B	堤防断面	1.6～1.6k+127m	前浜町	130	断面不足(築き直し工)
5	B	堤防高	4.6k～4.8k	矢縄町～ 野銭町	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
6	B	堤防高	5.0k～6.6k	流作町～ 鷺林町	1,580	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
7	B	堤防高	6.8k～7.2k	鷺林町～ 鷺塚町	420	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
8	B	漏水	7.0～8.0k+100m	鷺塚町	1,100	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工 (月の輪工)
9	要	新堤防	1.8k+31m～ 2.2k+77m	前浜町	440	H21 矢作川前浜護岸ほか1件工事
10	要	新堤防	3.2k+172m～ 4.0k+18m	中江町～ 船江町	540	H23 矢作川舟江堤防整備工事 H22 矢作川舟江護岸工事
11	要	新堤防	5.0k+56m～ 5.2k+164m	流作町	330	H24 矢作川下流部堤防整備工事 H23 矢作川舟江堤防整備工事 H22 矢作川矢縄護岸工事 H21 矢作川矢縄護岸工事

改正後(令和3年2月修正)

資料3－2 排水機場施設一覧表
1 下水道課管理施設

	ポンプ場名	設置場所	口径(mm)	排水量(m³/分)	台数	型式
(略)						
2	源氏ポンプ場	源氏町1丁目				
3	汐田ポンプ場	汐田町1丁目				
(略)						

資料3－3 重要水防箇所
(略)
1 国土交通省管理区間 (矢作川)

No.	重要度	種 別	位 置	地先名	延長 m	摘 要 (水防工法)
1	重点区間	漏水	7.0k～7.2k	鷺塚町	200	重点監視区間
2	A	工作物	6.4k+109	三角町	1箇所	管理橋、操作台、取付護岸 (鷺塚放水口ひ管)
3	B	堤体漏水	1.6k～1.8k	前浜町	190	すべり破壊に対する安全性 (築き直し工)
4	B	堤体漏水	2.2k～5.4k+100	前浜町～ 流作町	3,090	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
5	B	越水	5.0k～6.4k	流作町～ 三角町	1,380	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
6	B	堤体漏水	5.6k－100～ 5.6k+100	流作町	200	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
7	B	越水	6.8k～7.0k	鷺林町～ 鷺塚町	220	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
8	B	堤体漏水	7.0k－100～ 7.0k+100	鷺塚町	200	堤防脆弱性
9	B	基礎地盤漏水	7.0k～8.0k+ 100	鷺塚町～ 西尾市米津町	1,100	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 重点監視区間 (月の輪工)
10	B	越水	7.6k～8.8k+90	野銭町～ 西尾市米津町	1,290	河積不足(積土のう工)
	(削除)					

改正理由

2. 碧南市各部署
局における活
動の反映等

(情報の更新
等)

2. 碧南市各部署
局における活
動の反映等

(情報の更新
等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																																
16	資料4 通信・連絡関係	資料4 通信・連絡関係																																																																	
23	資料4－3 災害時情報伝達収集先一覧	資料4－3 災害時情報伝達収集先一覧	2. 碧南市各局における活動の反映等																																																																
24	<table><tr><th colspan="2">設 置 場 所</th><th>電 話 番 号</th><th>防災行政無線</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>臨海公園グランド</td><td>浜町2-4</td><td>46－1189</td><td>－</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>知立建設事務所(維持管理課)</td><td>知立市上重原町蔵福寺124</td><td>82－3228</td><td>－</td></tr><tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr><tr><td>衣浦港務所(総務課)</td><td>半田市11号地1－1</td><td>0569-21-2450</td><td>－</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	設 置 場 所		電 話 番 号	防災行政無線	(略)	(略)	(略)	(略)	臨海公園グランド	浜町2-4	46－1189	－	(略)	(略)	(略)	(略)	知立建設事務所(維持管理課)	知立市上重原町蔵福寺124	82－3228	－	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	衣浦港務所(総務課)	半田市11号地1－1	0569-21-2450	－	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th colspan="2">設 置 場 所</th><th>電 話 番 号</th><th>防災行政無線</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>臨海公園グラウンド</td><td>浜町2-4</td><td>46－1189</td><td>－</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>知立建設事務所(維持管理課)</td><td>知立市上重原町蔵福寺124</td><td>82－3228</td><td>－</td></tr><tr><td>西三河農林水産事務所(建設課)</td><td>岡崎市明大寺本町1－4</td><td>0564-23-1211</td><td>－</td></tr><tr><td>衣浦港務所(総務課)</td><td>半田市11号地1－1</td><td>0569-21-2450</td><td>－</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	設 置 場 所		電 話 番 号	防災行政無線	(略)	(略)	(略)	(略)	臨海公園グラウンド	浜町2-4	46－1189	－	(略)	(略)	(略)	(略)	知立建設事務所(維持管理課)	知立市上重原町蔵福寺124	82－3228	－	西三河農林水産事務所(建設課)	岡崎市明大寺本町1－4	0564-23-1211	－	衣浦港務所(総務課)	半田市11号地1－1	0569-21-2450	－	(略)	(略)	(略)	(略)	(情報の更新等)
設 置 場 所		電 話 番 号	防災行政無線																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																
臨海公園グランド	浜町2-4	46－1189	－																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																
知立建設事務所(維持管理課)	知立市上重原町蔵福寺124	82－3228	－																																																																
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)																																																																
衣浦港務所(総務課)	半田市11号地1－1	0569-21-2450	－																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																
設 置 場 所		電 話 番 号	防災行政無線																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																
臨海公園グラウンド	浜町2-4	46－1189	－																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																
知立建設事務所(維持管理課)	知立市上重原町蔵福寺124	82－3228	－																																																																
西三河農林水産事務所(建設課)	岡崎市明大寺本町1－4	0564-23-1211	－																																																																
衣浦港務所(総務課)	半田市11号地1－1	0569-21-2450	－																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																
25	資料4－4 被害判定基準	資料4－4 被害判定基準	2. 碧南市各局における活動の反映等																																																																
	<table><tr><th colspan="2">被害区分</th><th>判定基準</th></tr><tr><td rowspan="3">人の被害</td><td>死者</td><td>当該被害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。</td></tr><tr><td>行方不明者</td><td>当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。</td></tr><tr><td>負傷者</td><td>当該被害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。</td></tr><tr><td colspan="2">(住家)</td><td>現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (注) 1住家被害戸数については「独立して生計を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。</td></tr></table>	被害区分		判定基準	人の被害	死者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。	行方不明者	当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。	負傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。	(住家)		現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (注) 1住家被害戸数については「独立して生計を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。	<table><tr><th colspan="2">被 害 区 分</th><th>判 定 基 準</th></tr><tr><td rowspan="4">人の被害</td><td>死 者</td><td>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者</td></tr><tr><td>災害関連死者</td><td>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)</td></tr><tr><td>行方不明者</td><td>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者</td></tr><tr><td>負 傷 者</td><td>当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者</td></tr><tr><td rowspan="2">住家</td><td>(住 家)</td><td>現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</td></tr><tr><td>(棟)</td><td>一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着して</td></tr></table>	被 害 区 分		判 定 基 準	人の被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者	負 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者	住家	(住 家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着して	(情報の更新等)																																		
被害区分		判定基準																																																																	
人の被害	死者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。																																																																	
	行方不明者	当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。																																																																	
	負傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。																																																																	
(住家)		現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (注) 1住家被害戸数については「独立して生計を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。																																																																	
被 害 区 分		判 定 基 準																																																																	
人の被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者																																																																	
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)																																																																	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者																																																																	
	負 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者																																																																	
住家	(住 家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。																																																																	
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着して																																																																	

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)		改正後(令和3年2月修正)		改正理由										
25	住 家 の 被 害		3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。		2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)										
		棟	1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ敷地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。												
		世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。又、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。)												
		全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。												
		大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。												
		半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。												
26		一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。												
			<table><tr><th colspan="2">被害区分</th><th>判定基準</th></tr><tr><td rowspan="2">住家の被害</td><td>床上浸水</td><td>住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。</td></tr><tr><td>床下浸水</td><td>床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</td></tr><tr><td>非住家の被害</td><td>(非住家)</td><td>住家以外の建物でこの報告中、他の被害が所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊を受けたもののみ記入する。</td></tr></table>	被害区分		判定基準	住家の被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物でこの報告中、他の被害が所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊を受けたもののみ記入する。	
被害区分		判定基準													
住家の被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。													
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。													
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物でこの報告中、他の被害が所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊を受けたもののみ記入する。													

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)			改正後(令和3年2月修正)			改正理由
26	非 住 家 の 被 害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。	そ の 他	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	2. 碧南市各 局における活 動の反映等 (情報の更新 等)
床下浸水		床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	そ の 他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。		
(非住家)		住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。	田の流出・埋没		田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。		
公共建物		役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せられている建物とする。	田 の 冠 水		稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。		
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	畑の流出・埋没		田の例に準じて取り扱うものとする。		
			畑 の 冠 水				
田の流失・埋没		田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	学 校		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。		
田の冠水		稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	道 路		道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。		
畑の流失・埋没、畑の冠水		田の例に準じて取り扱うものとする。	損 壊		道路の全部又は一部の損壊により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。		
文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供せられている施設とする	冠 水		崩土、土砂の流入又は道路が氷をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。		
道路		道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	(通行不能)		道路の損壊、崩土及び冠水等により通行が不能になったものとする。		
損壊		道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。	橋 り ょ う		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。		
冠水		道路が氷をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。	河 川		河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。		
(通行不能)		道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。	破 堤		堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。		
橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	越 水		堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。		
河川		河川法(昭和39年法律第167号)が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	その他		破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。		
		港湾・漁港	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項及び漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨海交通のための施設とする。				
		砂 防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2				

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																															
26	<table><tr><td rowspan="3"></td><td>破堤</td><td>堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。</td></tr><tr><td>越水</td><td>堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。</td></tr><tr><td>その他</td><td>破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。</td></tr></table>		破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。	<table><tr><td rowspan="2"></td><td></td><td>の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</td></tr><tr><td>崖くずれ</td><td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。</td></tr></table>			の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （情報の更新等）																																																			
	破堤		堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。																																																															
	越水		堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。																																																															
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。																																																																
		の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。																																																																
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。																																																																
27	<table><tr><td>港湾・漁港</td><td>港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。</td></tr><tr><td>清掃施設</td><td>ごみ処理及びし尿処理施設とする。</td></tr><tr><td>砂防</td><td>砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</td></tr><tr><td>崖くずれ</td><td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。</td></tr><tr><td>地すべり</td><td>地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。</td></tr><tr><td>清掃施設</td><td>ごみ処理及びし尿処理施設とする。</td></tr><tr><td>鉄道不通</td><td>列車等の運行が不能となった程度の被害とする。</td></tr><tr><td>被害船舶</td><td>ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</td></tr><tr><td>水道</td><td>上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</td></tr><tr><td>電話</td><td>災害により通話不能となった電話の回線数とする。</td></tr><tr><td>電気</td><td>災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</td></tr><tr><td>ガス</td><td>一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</td></tr><tr><td>ブロック塀等</td><td>倒壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。</td></tr><tr><td>罹災世帯（被災</td><td>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持</td></tr></table>	港湾・漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。	罹災世帯（被災	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持	<table><tr><th colspan="2">被害区分</th><th>判定基準</th></tr><tr><td rowspan="10">その他の</td><td>地すべり</td><td>地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。</td></tr><tr><td>土石流</td><td>土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。</td></tr><tr><td>水道</td><td>上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。</td></tr><tr><td>清掃施設</td><td>ごみ処理及びし尿処理施設とする。</td></tr><tr><td>鉄道不通</td><td>汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</td></tr><tr><td>被害船舶</td><td>ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</td></tr><tr><td>電話</td><td>災害により通話不能となった電話の回線数とする。</td></tr><tr><td>電気</td><td>災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。</td></tr><tr><td>ガス</td><td>一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</td></tr><tr><td>ブロック塀等</td><td>崩壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。</td></tr><tr><td rowspan="4">火災発生</td><td>(火災)</td><td>地震又は火山噴火の場合のみとすること。</td></tr><tr><td>建物</td><td>土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。</td></tr><tr><td>危険物</td><td>消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等</td></tr><tr><td>その他</td><td>建物及び危険物以外のもの</td></tr><tr><td>罹災世帯</td><td colspan="2">災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持で</td></tr></table>	被害区分		判定基準	その他の	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	ブロック塀等	崩壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。	火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等	その他	建物及び危険物以外のもの	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持で	
港湾・漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。																																																																	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。																																																																	
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。																																																																	
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。																																																																	
地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。																																																																	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。																																																																	
鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。																																																																	
被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。																																																																	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。																																																																	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。																																																																	
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。																																																																	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。																																																																	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。																																																																	
罹災世帯（被災	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持																																																																	
被害区分		判定基準																																																																
その他の	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。																																																																
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。																																																																
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。																																																																
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。																																																																
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。																																																																
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。																																																																
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。																																																																
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。																																																																
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。																																																																
	ブロック塀等	崩壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。																																																																
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。																																																																
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。																																																																
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等																																																																
	その他	建物及び危険物以外のもの																																																																
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持で																																																																	

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁

27

28

現行計画(令和2年2月修正)

世帯)	できなくなった生計を一にしている世帯とする。						
罹災者(被災者)	罹災世帯の構成員とする。						
(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。						
火災発生	<table><tr><td>建物</td><td>土地に定着する工作物のうち屋根及び柱、若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下、若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。</td></tr><tr><td>危険物</td><td>消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。</td></tr><tr><td>その他</td><td>建物及び危険物以外のもの。</td></tr></table>	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱、若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下、若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。	その他	建物及び危険物以外のもの。
建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱、若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下、若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。						
危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。						
その他	建物及び危険物以外のもの。						
公立文教施設	公立の文教施設をいう。						
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。						
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。						
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。						
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ書きするものとする。							
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。						
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。					
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。					
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。					

改正後(令和3年2月修正)

	きなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	り災世帯の構成員とする。
公立文教施設	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象とする施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

被害区分		判定基準
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農業水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)は、カッコ書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。
・人・住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																								
28	<table><tr><td></td><td>水産被害</td><td>農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。</td></tr><tr><td></td><td>商工被害</td><td>建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</td></tr></table> 被害の程度及び応急対策状況（経過）、要請事項欄の記載の主たるものを例示すると次のとおりである。 ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況 ・避難の状況 ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込 ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込 ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況 ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込 ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込 ・応援要請又は職員派遣の状況		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	・<u>避難の状況</u> ・<u>主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み</u> ・<u>主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み</u> ・<u>学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況</u> ・<u>電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み</u> ・<u>農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み</u> ・<u>応援要請又は職員派遣の状況</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （情報の更新等）																																																		
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。																																																									
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。																																																									
37	資料5 消火・救急・救助・危険物等施設	資料5 消火・救急・救助・危険物等施設																																																									
37	資料5－1 消防用資機材等保有状況 1 消防力 （1）衣浦東部広域連合碧南消防署 <table><tr><td>職員数</td><td>75 人</td><td>化学消防ポンプ車</td><td>1 台</td><td>資機材搬送車</td><td>1 台</td></tr><tr><td>無線電話移動局</td><td>67 基</td><td>高規格救急車</td><td>3 台</td><td>救助艇</td><td>2 台</td></tr><tr><td colspan="6">（略）</td></tr></table> （2）消防団 （略） 2 消防水利施設（碧南消防署） <table><tr><th rowspan="2">消火栓</th><th colspan="2">防火水槽</th><th rowspan="2">その他・プール</th></tr><tr><th>40m³以上</th><th>40m³未満</th></tr><tr><td>1,418 個</td><td>139 基</td><td>1 基</td><td>22 箇所</td></tr></table>	職員数	75 人	化学消防ポンプ車	1 台	資機材搬送車	1 台	無線電話移動局	67 基	高規格救急車	3 台	救助艇	2 台	（略）						消火栓	防火水槽		その他・プール	40m ³ 以上	40m ³ 未満	1,418 個	139 基	1 基	22 箇所	資料5－1 消防用資機材等保有状況 1 消防力 （1）衣浦東部広域連合碧南消防署 <table><tr><td>職員数</td><td>75 人</td><td>化学消防ポンプ車</td><td>1 台</td><td>資機材搬送車</td><td>1 台</td></tr><tr><td>無線電話移動局</td><td>67 基</td><td>高規格救急車</td><td>3 台</td><td>救助艇</td><td>3 台</td></tr><tr><td colspan="6">（略）</td></tr></table> （2）消防団 （略） 2 消防水利施設（碧南消防署） <table><tr><th rowspan="2">消火栓</th><th colspan="2">防火水槽</th><th rowspan="2">その他・プール</th></tr><tr><th>40m³以上</th><th>40m³未満</th></tr><tr><td>1,422 個</td><td>139 基</td><td>1 基</td><td>22 箇所</td></tr></table>	職員数	75 人	化学消防ポンプ車	1 台	資機材搬送車	1 台	無線電話移動局	67 基	高規格救急車	3 台	救助艇	3 台	（略）						消火栓	防火水槽		その他・プール	40m ³ 以上	40m ³ 未満	1,422 個	139 基	1 基	22 箇所	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （情報の更新等）
職員数	75 人	化学消防ポンプ車	1 台	資機材搬送車	1 台																																																						
無線電話移動局	67 基	高規格救急車	3 台	救助艇	2 台																																																						
（略）																																																											
消火栓	防火水槽		その他・プール																																																								
	40m ³ 以上	40m ³ 未満																																																									
1,418 個	139 基	1 基	22 箇所																																																								
職員数	75 人	化学消防ポンプ車	1 台	資機材搬送車	1 台																																																						
無線電話移動局	67 基	高規格救急車	3 台	救助艇	3 台																																																						
（略）																																																											
消火栓	防火水槽		その他・プール																																																								
	40m ³ 以上	40m ³ 未満																																																									
1,422 個	139 基	1 基	22 箇所																																																								

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁

37

37

3 流出油防除資器材保有状況（碧南消防署）

油吸着剤	オイルフェンス		油処理剤
	B 型	その他	
530kg	720m	520m	1, 064L

4 化学消火薬剤保有状況（碧南消防署）

泡消火薬剤	
14. 6kL	

5 救助用資器材保有状況（碧南消防署）

救助用担架	5	救命浮環	15	救命索発射銃	1	チェーンソー	4
エアージャッキ	1	油圧式救助器具	4	空気呼吸器	57	緩降器	1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
救命胴衣	102	酸素濃度測定器	4	エンジンカッター	4		

6 自衛消防力
(略)

38

資料5－2 地震防災応急計画作成対象施設等

施設	数	施設	数	施設	数
劇場等	2	浴場	1	1, 000 人以上の工場	2
集会場等	50	神社、寺院等	27	危険物製造所	1
遊技場	6	その他事業場	42	屋外タンク貯蔵所	15
飲食店	39	複合（特定用途）	73	給油取扱所	27
百貨店、店舗	96	複合（非特定用途）	8	一般取扱所	28
旅館、ホテル	6	幼稚園	5	石コン特定事業所	4
病院、診療場等	12	学校	18	合 計	502
図書館、博物館	3	福祉施設等	37		

改正後(令和3年2月修正)

3 流出油防除資器材保有状況（碧南消防署）

油吸着剤	オイルフェンス		油処理剤
	B 型	その他	
558kg	720m	520m	1, 064L

4 化学消火薬剤保有状況（碧南消防署）

泡消火薬剤	
14. 955kL	

5 救助用資器材保有状況（碧南消防署）

救助用担架	6	救命浮環	10	救命索発射銃	1	チェーンソー	4
エアージャッキ	1	油圧式救助器具	4	空気呼吸器	60	緩降器	1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
救命胴衣	148	酸素濃度測定器	4	エンジンカッター	4		

6 自衛消防力
(略)

資料5－2 地震防災応急計画作成対象施設等

施設	数	施設	数	施設	数
劇場等	2	浴場	1	1, 000 人以上の工場	2
集会場等	50	神社、寺院等	28	危険物製造所	1
遊技場	6	その他事業場	42	屋外タンク貯蔵所	15
飲食店	38	複合（特定用途）	73	給油取扱所	26
百貨店、店舗	95	複合（非特定用途）	13	一般取扱所	28
旅館、ホテル	6	幼稚園	5	石コン特定事業所	4
病院、診療場等	12	学校	18	合 計	502
図書館、博物館	3	福祉施設等	37		

2. 碧南市各部署局における活動の反映等

(情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																																																		
39	資料5－4　石油類等大量保有事業所 <table><tr><th>事業所名</th><th>所在地</th><th>危険物の種類</th><th>最大数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>日鉄ステンレス(株)製造本部衣浦製造所</td><td>浜町1</td><td>第4類</td><td><u>1,501</u>kL</td><td>令和元年9月1日現在</td></tr><tr><td>衣浦ユーティリティー(株)</td><td>玉津浦町2－2</td><td>第4類</td><td>6,452kL</td><td>令和元年9月1日現在</td></tr><tr><td>(株)JERA O&M 本部 碧南火力発電所</td><td>港南町2－8－2</td><td>第4類</td><td>39,712kL</td><td>令和元年9月1日現在</td></tr><tr><td>トヨタ自動車(株)衣浦工場</td><td>玉津浦町 10-1,11</td><td>第4類</td><td><u>911</u>kL</td><td>令和元年9月1日現在</td></tr></table> 資料5－5　高圧ガス大量保有事業所 <table><tr><th>事業所名</th><th>所在地</th><th>内 容</th><th>最大数量</th></tr><tr><td>出光興産(株) 碧南LPG基地</td><td>港南町2－1－1</td><td>LPガス</td><td>83,813t</td></tr><tr><td>(株)JERA O&M 本部 碧南火力発電所</td><td>港南町2－8－2</td><td>液化アンモニア</td><td>251t</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	事業所名	所在地	危険物の種類	最大数量	備考	日鉄ステンレス(株)製造本部衣浦製造所	浜町1	第4類	<u>1,501</u> kL	令和元年9月1日現在	衣浦ユーティリティー(株)	玉津浦町2－2	第4類	6,452kL	令和元年9月1日現在	(株)JERA O&M 本部 碧南火力発電所	港南町2－8－2	第4類	39,712kL	令和元年9月1日現在	トヨタ自動車(株)衣浦工場	玉津浦町 10-1,11	第4類	<u>911</u> kL	令和元年9月1日現在	事業所名	所在地	内 容	最大数量	出光興産(株) 碧南LPG基地	港南町2－1－1	LPガス	83,813t	(株)JERA O&M 本部 碧南火力発電所	港南町2－8－2	液化アンモニア	251t	(略)				資料5－4　石油類等大量保有事業所 <table><tr><th>事業所名</th><th>所在地</th><th>危険物の種類</th><th>最大数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>日鉄ステンレス(株)製造本部衣浦製造所</td><td>浜町1</td><td>第4類</td><td><u>1,478</u>kL</td><td>令和元年9月1日現在</td></tr><tr><td>衣浦ユーティリティー(株)</td><td>玉津浦町2－2</td><td>第4類</td><td>6,452kL</td><td>令和元年9月1日現在</td></tr><tr><td>(株)JERA O&M・エンジニアリング本部 碧南火力発電所</td><td>港南町2－8－2</td><td>第4類</td><td>39,712kL</td><td>令和元年9月1日現在</td></tr><tr><td>トヨタ自動車(株)衣浦工場</td><td>玉津浦町 10-1,11</td><td>第4類</td><td><u>858</u>kL</td><td>令和元年9月1日現在</td></tr></table> 資料5－5　高圧ガス大量保有事業所 <table><tr><th>事業所名</th><th>所在地</th><th>内 容</th><th>最大数量</th></tr><tr><td>出光興産(株) 碧南LPG基地</td><td>港南町2－1－1</td><td>LPガス</td><td>83,813t</td></tr><tr><td>(株)JERA O&M・エンジニアリング本部 碧南火力発電所</td><td>港南町2－8－2</td><td>液化アンモニア</td><td>251t</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	事業所名	所在地	危険物の種類	最大数量	備考	日鉄ステンレス(株)製造本部衣浦製造所	浜町1	第4類	<u>1,478</u> kL	令和元年9月1日現在	衣浦ユーティリティー(株)	玉津浦町2－2	第4類	6,452kL	令和元年9月1日現在	(株)JERA O&M・エンジニアリング本部 碧南火力発電所	港南町2－8－2	第4類	39,712kL	令和元年9月1日現在	トヨタ自動車(株)衣浦工場	玉津浦町 10-1,11	第4類	<u>858</u> kL	令和元年9月1日現在	事業所名	所在地	内 容	最大数量	出光興産(株) 碧南LPG基地	港南町2－1－1	LPガス	83,813t	(株)JERA O&M・エンジニアリング本部 碧南火力発電所	港南町2－8－2	液化アンモニア	251t	(略)				2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
事業所名	所在地	危険物の種類	最大数量	備考																																																																																	
日鉄ステンレス(株)製造本部衣浦製造所	浜町1	第4類	<u>1,501</u> kL	令和元年9月1日現在																																																																																	
衣浦ユーティリティー(株)	玉津浦町2－2	第4類	6,452kL	令和元年9月1日現在																																																																																	
(株)JERA O&M 本部 碧南火力発電所	港南町2－8－2	第4類	39,712kL	令和元年9月1日現在																																																																																	
トヨタ自動車(株)衣浦工場	玉津浦町 10-1,11	第4類	<u>911</u> kL	令和元年9月1日現在																																																																																	
事業所名	所在地	内 容	最大数量																																																																																		
出光興産(株) 碧南LPG基地	港南町2－1－1	LPガス	83,813t																																																																																		
(株)JERA O&M 本部 碧南火力発電所	港南町2－8－2	液化アンモニア	251t																																																																																		
(略)																																																																																					
事業所名	所在地	危険物の種類	最大数量	備考																																																																																	
日鉄ステンレス(株)製造本部衣浦製造所	浜町1	第4類	<u>1,478</u> kL	令和元年9月1日現在																																																																																	
衣浦ユーティリティー(株)	玉津浦町2－2	第4類	6,452kL	令和元年9月1日現在																																																																																	
(株)JERA O&M・エンジニアリング本部 碧南火力発電所	港南町2－8－2	第4類	39,712kL	令和元年9月1日現在																																																																																	
トヨタ自動車(株)衣浦工場	玉津浦町 10-1,11	第4類	<u>858</u> kL	令和元年9月1日現在																																																																																	
事業所名	所在地	内 容	最大数量																																																																																		
出光興産(株) 碧南LPG基地	港南町2－1－1	LPガス	83,813t																																																																																		
(株)JERA O&M・エンジニアリング本部 碧南火力発電所	港南町2－8－2	液化アンモニア	251t																																																																																		
(略)																																																																																					
40	資料5－6　臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 図中：・(株)JERA O&M 本部碧南火力発電所	資料5－6　臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 図中：・(株)JERA O&M エンジニアリング本部碧南火力発電所																																																																																			
41	資料6　輸送・交通関係	資料6　輸送・交通関係																																																																																			
41	資料6－2　車両・船舶の調達先 1　車両※<u>トラック協会</u> <table><tr><td>三光陸運(株)</td><td><u>中町 3-13</u></td><td><u>41-0690</u></td><td>大吉丸運輸(株)</td><td><u>港本町 1-23</u></td><td><u>42-6928</u></td></tr><tr><td>碧南運送(株)</td><td>須磨町 2-22</td><td><u>42-9111</u></td><td>新川急配(株)</td><td>松江町 5-8</td><td>41-7155</td></tr><tr><td>北野運輸(株)</td><td>田尻町 3-35</td><td>41-0739</td><td>碧南小型運送(株)</td><td>田尻町 3-100</td><td>48-2550</td></tr><tr><td>丸共通運(株)</td><td><u>港本町 1-19</u></td><td><u>48-3211</u></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	三光陸運(株)	<u>中町 3-13</u>	<u>41-0690</u>	大吉丸運輸(株)	<u>港本町 1-23</u>	<u>42-6928</u>	碧南運送(株)	須磨町 2-22	<u>42-9111</u>	新川急配(株)	松江町 5-8	41-7155	北野運輸(株)	田尻町 3-35	41-0739	碧南小型運送(株)	田尻町 3-100	48-2550	丸共通運(株)	<u>港本町 1-19</u>	<u>48-3211</u>				資料6－2　車両・船舶の調達先 1　車両※<u>愛知県トラック協会西三河支部碧南部会員</u> <table><tr><td>三光陸運(株)</td><td><u>須磨町 2-18</u></td><td><u>41-0692</u></td><td><u>丸共通運(株)</u></td><td><u>港本町 1-19</u></td><td><u>48-3211</u></td></tr><tr><td>碧南運送(株)</td><td>須磨町 2-22</td><td><u>42-9199</u></td><td>新川急配(株)</td><td>松江町 5-8</td><td>41-7155</td></tr><tr><td>北野運輸(株)</td><td>田尻町 3-35</td><td>41-0739</td><td>碧南小型運送(株)</td><td>田尻町 3-100</td><td>48-2550</td></tr></table>	三光陸運(株)	<u>須磨町 2-18</u>	<u>41-0692</u>	<u>丸共通運(株)</u>	<u>港本町 1-19</u>	<u>48-3211</u>	碧南運送(株)	須磨町 2-22	<u>42-9199</u>	新川急配(株)	松江町 5-8	41-7155	北野運輸(株)	田尻町 3-35	41-0739	碧南小型運送(株)	田尻町 3-100	48-2550	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)																																								
三光陸運(株)	<u>中町 3-13</u>	<u>41-0690</u>	大吉丸運輸(株)	<u>港本町 1-23</u>	<u>42-6928</u>																																																																																
碧南運送(株)	須磨町 2-22	<u>42-9111</u>	新川急配(株)	松江町 5-8	41-7155																																																																																
北野運輸(株)	田尻町 3-35	41-0739	碧南小型運送(株)	田尻町 3-100	48-2550																																																																																
丸共通運(株)	<u>港本町 1-19</u>	<u>48-3211</u>																																																																																			
三光陸運(株)	<u>須磨町 2-18</u>	<u>41-0692</u>	<u>丸共通運(株)</u>	<u>港本町 1-19</u>	<u>48-3211</u>																																																																																
碧南運送(株)	須磨町 2-22	<u>42-9199</u>	新川急配(株)	松江町 5-8	41-7155																																																																																
北野運輸(株)	田尻町 3-35	41-0739	碧南小型運送(株)	田尻町 3-100	48-2550																																																																																

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁

41

2船舶

大浜漁業協同組合	築山町 1-70	41-0248	石川マリンサービス	道場山町 5-16	42-3003
衣浦マリーナ	道場山町 3-21	41-2558	山崎マリン	岬町 3-31	42-5189

51

資料6ー9 緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所

名 称	所在地	面積 (㎡) (巾×長さ)m	経 度	緯 度	県防災ヘリ 離着陸
(追加)					
西端中学校グラウンド	神田町 3-10	12,480 (80×80)	137 01 01	34 54 53	不可
県立碧南高等学校グラウンド	向陽町 4-12	26,061 (90×150)	136 59 51	34 52 59	可

54

資料7 物資の備蓄・調達

54

資料7ー1 食糧・生活必需品等備蓄一覧表

令和元年11月現在

名称等	アルファ米(食)	クラッカー(食)	保存水1.5L(本)	保存水0.5L(本)	アルミ毛布(枚)	毛布(枚)	タオル(枚)	石鹸(個)	氷砂糖(kg)	サランラップ(本)	トイレットペーパー(本)	(枚) おむつ(子ども用)	(枚) おむつ(大人用)	おむつパッド(枚)	生理用品(枚)	担架	簡易ベッド
(略)	(略)																
碧南市民病院 (コンテナ)	(略)																
防災備蓄倉庫 (市街・市内26箇所)	10,400	9,100	960	9,600		3,730	5,200					2,080	996	2,496	3,536		52
(略)	(略)																

改正後(令和3年2月修正)

2船舶

大浜漁業協同組合	築山町 1-70	41-0248	(有)イシカワマリンサービス	道場山町 5-17	42-3003
衣浦マリーナ	道場山町 3-21	41-2558	(有)山崎マリン	岬町 3-51	42-5189

資料6ー9 緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所

名 称	所在地	面積 (㎡) (巾×長さ)m	緯 度	経 度	県防災ヘリ 離着陸
臨海公園大芝生広場	浜町 2-4	12,480 (80×80)	34 52 36	136 58 48	可
県立碧南高等学校グラウンド	向陽町 4-12	26,061 (90×150)	34 52 59	136 59 51	可
西端中学校グラウンド	神田町 3-10	12,480 (80×80)	34 54 53	137 01 01	不可

資料7 物資の備蓄・調達

資料7ー1 食糧・生活必需品等備蓄一覧表

令和3年2月現在

名称等	アルファ米(食)	クラッカー(食)	保存水1.5L(本)	保存水0.5L(本)	アルミ毛布(枚)	毛布(枚)	タオル(枚)	石鹸(個)	氷砂糖(kg)	サランラップ(本)	トイレットペーパー(本)	(枚) おむつ(子ども用)	(枚) おむつ(大人用)	おむつパッド(枚)	生理用品(枚)	担架	簡易ベッド
(略)	(略)																
碧南市民病院 (コンテナ)	(略)																
防災備蓄倉庫 (市街・市内27箇所)	10,800	9,450	960	13,920		3,870	5,400					9,800	1,124	10,416	3,716		54
(略)	(略)																

改正理由

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁

54

56

57

現行計画(令和2年2月修正)

合計	63,150	66,421	2,700	46,176	3,400	6,576	10,326	504	300	300	1,231	2,080	1,496	3,216	3,626	128	240
----	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----

【26箇所の防災備蓄倉庫(コンテナ)】1 明石公園 2 市民図書館駐車場 3 新川小学校 4 中央中学校 5 中央小学校 6 市役所 7 臨海公園駐車場 8 中町4丁目用地 9 大浜小学校 10 前浜町 11 川口町老人憩いの家 12 若宮公園 13 棚尾小学校
14 日進小学校 15 東中学校 16 鷺塚小学校 17 神有町4丁目用地 18 踏分公園 19 西端下区民館 20 西端小学校
21 東山秋葉神社 22 保健センター駐車場 23 大浜熊野大神社 24 伏見公園 25 大浜下区コミュニティセンター 26 羽久手グラウンド

資料7-2 資機材等備蓄一覧表

令和元年11月現在																				
名称等	バルーン投光器 リヤカー ウインチ 救助工具セット チェンソー テント 車椅子 カセットコンロ 炊出釜100人用 ガスバーナーセット 炊出釜300人用 ガスバーナーセット 浄水機 レスキューカー 組立水槽 3トン 間仕切り 組立仮設トイレ 防水型蛍光灯 2本セット 投光機500W 三脚付 ハイブリッド発電機 (5・0KW) プロパンガス発電機 (0・85KW) ガソリン発電機 (0・9KW) ガソリン発電機 (2・3KW)																			
(略)	(略)																			
碧南市民病院 (コンテナ)	(略)																			
防災備蓄倉庫 (テナ・市内26箇所)	26	26	7				52	26		13			26	26	624	26	26	26	26	26
(略)	(略)																			
合計	64	30	7	1	73	61	96	137	48	7	12	26	26	688	26	35	26	26	26	12

資料7-4 救援物資集積所

施設名	集積場所	住所
(追加)		
愛知県立碧南高等学校	体育館	碧南市向陽町4-1 2
碧南市役所	1階ロビー	碧南市松本町2 8

改正後(令和3年2月修正)

合計	63,550	66,770	2,700	50,496	3,400	6,716	10,531	504	300	300	1,231	9,880	1,684	11,136	3,806	130	240
----	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	-----	-----	-----	-------	-------	-------	--------	-------	-----	-----

【27箇所の防災備蓄倉庫(コンテナ)】1 明石公園 2 市民図書館駐車場 3 新川小学校 4 中央中学校 5 中央小学校 6 市役所 7 臨海公園駐車場 8 中町4丁目用地 9 大浜小学校 10 前浜町 11 川口町老人憩いの家 12 若宮公園 13 棚尾小学校
14 日進小学校 15 東中学校 16 鷺塚小学校 17 神有町4丁目用地 18 踏分公園 19 西端下区民館 20 西端小学校
21 東山秋葉神社 22 保健センター駐車場 23 大浜熊野大神社 24 伏見公園 25 大浜下区コミュニティセンター 26 羽久手グラウンド 27 西部連合町内会館

資料7-2 資機材等備蓄一覧表

令和3年2月現在																				
名称等	バルーン投光器 リヤカー ウインチ 救助工具セット チェンソー テント 車椅子 カセットコンロ 炊出釜100人用 ガスバーナーセット 炊出釜300人用 ガスバーナーセット 浄水機 レスキューカー 組立水槽 3トン 間仕切り 組立仮設トイレ 防水型蛍光灯 2本セット 投光機500W 三脚付 ハイブリッド発電機 (5・0KW) プロパンガス発電機 (0・85KW) ガソリン発電機 (0・9KW) ガソリン発電機 (2・3KW)																			
(略)	(略)																			
碧南市民病院 (コンテナ)	(略)																			
防災備蓄倉庫 (テナ・市内27箇所)	27	27	7				54	26		13			27	27	648	27	27	26	27	26
(略)	(略)																			
合計	65	31	7	1	73	63	96	137	48	7	12	27	27	712	27	36	26	27	26	12

資料7-4 南海トラフ地震における愛知県広域受援計画に定める防災拠点

施設名	分類	所在地	物資集積場所
碧南市臨海公園	救助活動拠点 地域内輸送拠点	碧南市浜町2-4	ドーム
愛知県立碧南高等学校	地域内輸送拠点 (代替候補)	碧南市向陽町4-1 2	体育館
碧南市役所	地域内輸送拠点 (代替候補)	碧南市松本町2 8	1階ロビー

改正理由

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																											
58	資料8 避難地・避難所関係																																																																																																																																																																																																																																																																																													
58	資料8－1 一時退避場所及び火災時退避場所 1 一時退避場所 災害時に一時的に命を守るために避難する場所。	資料8－1 一時退避場所及び火災時退避場所 1 一時退避場所 災害時に一時的に命を守るために避難する場所。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
59	<table><tr><th></th><th>施設名</th><th>所在地</th><th>津波</th><th>洪水</th><th>高潮</th></tr><tr><td rowspan="4">新川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>新川小学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新川中学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南工業高等学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">中央</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中央小学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中央中学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">大浜</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>児童養護施設オリーブ</td><td>江口町3-12</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(追加)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">棚尾</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>棚尾小学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>南中学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ジール碧南店 (追加)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>DCMカーマ碧南店 (追加)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="8">鷺塚</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>鷺塚小学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>東中学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市営新道住宅</td><td>新道町2-69</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>市営城山住宅</td><td>城山町5-12</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>西端小学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			施設名	所在地	津波	洪水	高潮	新川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	新川小学校グラウンド					新川中学校グラウンド					碧南工業高等学校グラウンド					中央	(略)					中央小学校グラウンド					中央中学校グラウンド					大浜	(略)					児童養護施設オリーブ	江口町3-12	△	△	△	(略)					(追加)					棚尾	(略)					棚尾小学校グラウンド					南中学校グラウンド					ジール碧南店 (追加)					DCMカーマ碧南店 (追加)										(略)	(略)					鷺塚	(略)					鷺塚小学校グラウンド					東中学校グラウンド					市営新道住宅	新道町2-69	○	△	△	市営城山住宅	城山町5-12	○	△	△	西端小学校グラウンド					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						<table><tr><th></th><th>施設名</th><th>所在地</th><th>津波</th><th>洪水</th><th>高潮</th></tr><tr><td rowspan="4">新川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>新川小学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新川中学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南工業高等学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">中央</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中央小学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中央中学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">大浜</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>児童養護施設オリーブ</td><td>江口町3-12</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>衣浦東部浄化センター 管理棟</td><td>港南町2-8-15</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td rowspan="6">棚尾</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>棚尾小学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>南中学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ジール碧南店 立体駐車場</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>DCMカーマ碧南店 店舗2階駐車場</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="8">鷺塚</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>鷺塚小学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>東中学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市営新道住宅</td><td>新道町2-69-1</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>市営城山住宅</td><td>城山町5-32</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>西端小学校グラウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		施設名	所在地	津波	洪水	高潮	新川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	新川小学校グラウンド					新川中学校グラウンド					碧南工業高等学校グラウンド					中央	(略)					中央小学校グラウンド					中央中学校グラウンド					大浜	(略)					児童養護施設オリーブ	江口町3-12	△	△	△	(略)					衣浦東部浄化センター 管理棟	港南町2-8-15	○	×	×	棚尾	(略)					棚尾小学校グラウンド					南中学校グラウンド					ジール碧南店 立体駐車場					DCMカーマ碧南店 店舗2階駐車場										(略)						鷺塚	(略)					鷺塚小学校グラウンド					東中学校グラウンド					市営新道住宅	新道町2-69-1	○	△	△	市営城山住宅	城山町5-32	○	△	△	西端小学校グラウンド					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	施設名	所在地	津波	洪水	高潮																																																																																																																																																																																																																																																																																									
新川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	新川小学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	新川中学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	碧南工業高等学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
中央	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中央小学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中央中学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
大浜	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	児童養護施設オリーブ	江口町3-12	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	(追加)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
棚尾	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	棚尾小学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	南中学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	ジール碧南店 (追加)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	DCMカーマ碧南店 (追加)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
鷺塚	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	鷺塚小学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	東中学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	市営新道住宅	新道町2-69	○	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	市営城山住宅	城山町5-12	○	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	西端小学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	施設名	所在地	津波	洪水	高潮																																																																																																																																																																																																																																																																																									
新川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	新川小学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	新川中学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	碧南工業高等学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
中央	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中央小学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中央中学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
大浜	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	児童養護施設オリーブ	江口町3-12	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	衣浦東部浄化センター 管理棟	港南町2-8-15	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																									
棚尾	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	棚尾小学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	南中学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	ジール碧南店 立体駐車場																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	DCMカーマ碧南店 店舗2階駐車場																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																														
鷺塚	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	鷺塚小学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	東中学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	市営新道住宅	新道町2-69-1	○	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	市営城山住宅	城山町5-32	○	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	西端小学校グラウンド																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																									

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																																																																																																																																																																																												
60	(略) 2 火災時退避場所 <table><tr><th></th><th>施 設 名</th><th>所在地</th><th>津波</th><th>洪水</th><th>高潮</th><th>面積 ㎡</th></tr><tr><td rowspan="4">新川</td><td>新川小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新川中学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南工業高等学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">中央</td><td>中央小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中央中学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">大浜</td><td>大浜小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">棚尾</td><td>棚尾小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>南中学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>日進</td><td>日進小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">鷺塚</td><td>鷺塚小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>東中学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">西端</td><td>西端小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		施 設 名	所在地	津波	洪水	高潮	面積 ㎡	新川	新川小学校 <u>グラウンド</u>						新川中学校 <u>グラウンド</u>						碧南工業高等学校 <u>グラウンド</u>						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	中央	中央小学校 <u>グラウンド</u>						中央中学校 <u>グラウンド</u>						大浜	大浜小学校 <u>グラウンド</u>						(略)						棚尾	棚尾小学校 <u>グラウンド</u>						南中学校 <u>グラウンド</u>						(略)						日進	日進小学校 <u>グラウンド</u>						鷺塚	鷺塚小学校 <u>グラウンド</u>						東中学校 <u>グラウンド</u>						西端	西端小学校 <u>グラウンド</u>						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) 2 火災時退避場所 <table><tr><th></th><th>施 設 名</th><th>所在地</th><th>津波</th><th>洪水</th><th>高潮</th><th>面積 ㎡</th></tr><tr><td rowspan="4">新川</td><td>新川小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新川中学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南工業高等学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">中央</td><td>中央小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中央中学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">大浜</td><td>大浜小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">棚尾</td><td>棚尾小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>南中学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>日進</td><td>日進小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">鷺塚</td><td>鷺塚小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>東中学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">西端</td><td>西端小学校<u>グラウンド</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		施 設 名	所在地	津波	洪水	高潮	面積 ㎡	新川	新川小学校 <u>グラウンド</u>						新川中学校 <u>グラウンド</u>						碧南工業高等学校 <u>グラウンド</u>						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	中央	中央小学校 <u>グラウンド</u>						中央中学校 <u>グラウンド</u>						大浜	大浜小学校 <u>グラウンド</u>						(略)						棚尾	棚尾小学校 <u>グラウンド</u>						南中学校 <u>グラウンド</u>						(略)						日進	日進小学校 <u>グラウンド</u>						鷺塚	鷺塚小学校 <u>グラウンド</u>						東中学校 <u>グラウンド</u>						西端	西端小学校 <u>グラウンド</u>						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
	施 設 名	所在地	津波	洪水	高潮	面積 ㎡																																																																																																																																																																																																																									
新川	新川小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	新川中学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	碧南工業高等学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																									
中央	中央小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	中央中学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
大浜	大浜小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																																																																																																																														
棚尾	棚尾小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	南中学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																																																																																																																														
日進	日進小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
鷺塚	鷺塚小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	東中学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
西端	西端小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																									
	施 設 名	所在地	津波	洪水	高潮	面積 ㎡																																																																																																																																																																																																																									
新川	新川小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	新川中学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	碧南工業高等学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																									
中央	中央小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	中央中学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
大浜	大浜小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																																																																																																																														
棚尾	棚尾小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	南中学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	(略)																																																																																																																																																																																																																														
日進	日進小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
鷺塚	鷺塚小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	東中学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
西端	西端小学校 <u>グラウンド</u>																																																																																																																																																																																																																														
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																									
62	資料8－3 福祉避難所 (略) <table><tr><th>No.</th><th>福祉避難所名</th><th>住所(碧南市)</th><th>電話番号</th><th>受入人数 (人)</th><th>受入場所</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7</td><td>碧南市養護老人ホーム</td><td>鷺林町4-109-1</td><td>41-0895</td><td>2</td><td>集会室・食堂(1F)</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr></table>	No.	福祉避難所名	住所(碧南市)	電話番号	受入人数 (人)	受入場所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7	碧南市養護老人ホーム	鷺林町4-109-1	41-0895	2	集会室・食堂(1F)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	資料8－3 福祉避難所 (略) <table><tr><th>No.</th><th>福祉避難所名</th><th>住所(碧南市)</th><th>電話番号</th><th>受入人数 (人)</th><th>受入場所</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>7</td><td>碧南市養護老人ホーム</td><td>鷺林町4-109-1</td><td>41-0895</td><td>2</td><td>集会室・食堂(1F)</td></tr><tr><td><u>8</u></td><td><u>デイサービス中山</u></td><td><u>中山町6-10</u></td><td><u>二</u></td><td><u>10</u></td><td><u>大ホール(1F)</u></td></tr></table>	No.	福祉避難所名	住所(碧南市)	電話番号	受入人数 (人)	受入場所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7	碧南市養護老人ホーム	鷺林町4-109-1	41-0895	2	集会室・食堂(1F)	<u>8</u>	<u>デイサービス中山</u>	<u>中山町6-10</u>	<u>二</u>	<u>10</u>	<u>大ホール(1F)</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)																																																																																																																																																																												
No.	福祉避難所名	住所(碧南市)	電話番号	受入人数 (人)	受入場所																																																																																																																																																																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																										
7	碧南市養護老人ホーム	鷺林町4-109-1	41-0895	2	集会室・食堂(1F)																																																																																																																																																																																																																										
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																																																																																																																																																																										
No.	福祉避難所名	住所(碧南市)	電話番号	受入人数 (人)	受入場所																																																																																																																																																																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																										
7	碧南市養護老人ホーム	鷺林町4-109-1	41-0895	2	集会室・食堂(1F)																																																																																																																																																																																																																										
<u>8</u>	<u>デイサービス中山</u>	<u>中山町6-10</u>	<u>二</u>	<u>10</u>	<u>大ホール(1F)</u>																																																																																																																																																																																																																										
63	資料9 医療・衛生関係	資料9 医療・衛生関係																																																																																																																																																																																																																													

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
63	資料9－1　市内の医療機関	資料9－1　市内の医療機関	2. 碧南市各部署における活動の反映等
64	※「救」…救急病院	※「病」…病院	(情報の更新等)
65	(歯科)	(歯科)	2. 碧南市各部署における活動の反映等

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁

65

現行計画(令和2年2月修正)

松江歯科	杉浦和明	松江町3丁目43番地	48-3400
ミシマ・矯正歯科	三島知彦	入船町3丁目57番地2	48-4181
碧歯科医院	中根逸朗	緑 町2丁目87番地	48-4343
みやち歯科	宮地秀憲	沢渡町198番地2	46-5222
盛田歯科医院	盛田裕樹 (陽一郎)	石橋町3丁目107番地	42-8848
リコー歯科医院	永坂利行・直哉	栄 町4丁目82番地	42-8884
(略)	(略)	(略)	(略)

(接骨)

名称	代表者	住所	電話
長田接骨院	長田豊治	源氏町3-70	41-0549
村松接骨院	村松勝矢	築山町1-18	41-3528
杉浦接骨院	杉浦マリノ	新川町3-14	42-4796
山口接骨院	山口 晃	植出町5-1 杉浦ビル1階	48-2364
藤本接骨院	藤本安代	春日町3-76	46-5776
共生接骨院	角谷憲明	末広町3-13	41-6398
太田接骨院	太田 充	松本町59	48-6081
スミヤ接骨院	角谷竜彦	道場山町3-77	41-0388
みうら接骨院	三浦英樹	鶴見町4-82-1	48-5248
まつの接骨院	松野吉伸	白砂町2-35	48-5177
都築接骨院	都築真治	住吉町3-11	48-2322
宮地接骨院	宮地光春	中松町2-32	42-7117
さいとう接骨院	齋藤守彦	日進町2-3	48-7711
恒川接骨院	恒川秀紀	新川町3-14	42-9635
おかだ接骨院	岡田忠士	宮町7-80	46-9345
中央接骨院	水野恵介	向陽町3-30 リハビリクローバー1階	48-3317
たむら鍼灸接骨院	田村 朗	池下町1-78	46-4181
あおい接骨院	鈴木健二	音羽町4-27	48-3009
絆接骨院		幸町6-35	42-3804

改正後(令和3年2月修正)

松江歯科クリニック	杉浦和明	松江町3丁目43番地	48-3400
ミシマ歯科・矯正歯科	三島知彦	入船町3丁目57番地2	48-4181
医療法人真成会碧歯科医院	中根逸朗	緑 町2丁目87番地	48-4343
みやち歯科クリニック	宮地秀憲	沢渡町198番地2	46-5222
盛田歯科医院	盛田裕樹	石橋町3丁目107番地	42-8848
リコー歯科	永坂利行	栄 町4丁目88番地	42-8884
(略)	(略)	(略)	(略)

(削除)

改正理由

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

66

資料9-2 災害拠点病院及びDMAT指定医療機関 (西三河南部地域)

災害拠点病院名	所在地	電話番号	災害拠点病院の種類	DMAT指定医療機関	直近ヘリポート可能箇所
(略)					名称 距離(km)

資料9-2 災害拠点病院及びDMAT指定医療機関 (西三河南部地域)

災害拠点病院名	所在地	電話番号	災害拠点病院の種類	DMAT指定医療機関	直近ヘリポート可能箇所
(略)					名称 距離(km)

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)							改正後(令和3年2月修正)							改正理由
66	刈谷豊田総合病院 (略)	刈谷市住吉町5-15	0566-21-2450	中核	DMAT指定	双葉 グラウンド	1.0	刈谷豊田総合病院 (略)	刈谷市住吉町5-15	0566-21-2450	中核	DMAT指定	双葉 グラウンド	1.0	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
	西尾市民病院	西尾市熊味町上泡原6	0563-56-3171	地域	DMAT指定	西尾市立看護専門学校 グラウンド	0.2	西尾市民病院	西尾市熊味町上泡原6	0563-56-3171	地域	DMAT指定	西尾市立看護専門学校 グラウンド	0.2	
67	資料10 ライフライン関係							資料10 ライフライン関係							2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
67	資料10-1 応急給水用資機材							資料10-1 応急給水用資機材							
	名称	仕様	数量	保管場所				名称	仕様	数量	保管場所				
	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)				
	緊急用給水タンク (車両積載型)	(略)	(略)	(略)				緊急用給水タンク (車両積載型)	(略)	(略)	(略)				
		(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)				
		容量4m ³ (ステンレス製)	1基	第2配水場					容量4m ³ (ステンレス製)	1基	第2配水場				
	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)				(追加)	容量1.5m ³ (ステンレス製)	7基	第2配水場				
	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)				
	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)				応急給水用 エンジンポンプ	ポンプ形式:CEP-50X、呼び径50 吐出量:430L/分	7台	第2配水場				
	応急給水袋	容積6リットル(背負式)	15,525袋	第2配水場 (15,000袋) 栗山防災倉庫 (525袋)				応急給水コンテナ	組立式 容量:1 m ³	14基	第2配水場				
	臨時給水栓	蛇口4口	47個	第2配水場 (22個) 栗山防災倉庫 (25個)				非常用飲料水袋	容積6リットル(背負式)	18,525袋	第2配水場 (18,000袋) 栗山防災倉庫 (525袋)				
	残塩計	デジタル残塩計 比色残塩計	4台	第2配水場 デジタル残塩計 (2台) 比色残塩計 (1台) 水道課 比色残塩計 (1台)				臨時給水栓	蛇口4口	47基	第2配水場 (22基) 栗山防災倉庫 (25基)				
	(略)	(略)	(略)	(略)				残塩計	デジタル残塩計 比色残塩計	5台	第2配水場 デジタル残塩計 (3台) 比色残塩計 (1台) 水道課 比色残塩計 (1台)				
	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)				

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由													
71	資料12 条例・災害協定等	資料12 条例・災害協定等														
74	資料12-4 災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則 (略) 2 災害救助法施行細則(一部抜粋) (略) 第5条 <u>令第九条の救助の程度、方法及び期間は、別表第一のとおりとする。ただし、知事は、これによりことができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。</u>	資料12-4 災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則 (略) 2 災害救助法施行細則(一部抜粋) (略) 第5条 <u>令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)に定めるところによる。ただし、知事は、これによりことができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)													
75	(略) 第6条 規則第一条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書(以下次条及び第8条において「公用令書等」という。)は、次の各号に掲げる様式による。 (略) 第15条 <u>法第24条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。</u> (略) 第17条 <u>法第27条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。</u> (略) 第18条 2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 1 <u>療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第14条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類</u> (略) 第19条 <u>令第14条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第3のとおりとする。</u> 別表第1(第5条関係) <table><tr><th colspan="3">救助の程度及び方法</th><th rowspan="2">救助の期間</th></tr><tr><th>救助の種類等</th><th>救助の対象及び方法</th><th>費用の種類及び限度額</th></tr><tr><td rowspan="2">避難所及び応急仮設住宅の</td><td>1 避難所に、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</td><td>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</td><td rowspan="2">避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内</td></tr><tr><td>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の</td><td></td></tr></table>	救助の程度及び方法			救助の期間	救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	避難所及び応急仮設住宅の	1 避難所に、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。	避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。	避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内	2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の		(略) 第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書(以下次条及び第8条において「公用令書等」という。)は、次の各号に掲げる様式による。 (略) 第15条 <u>法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。</u> (略) 第17条 <u>法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。</u> (略) 第18条 2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 1 <u>療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類</u> (略) 第19条 <u>令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。</u> (削除)	
救助の程度及び方法			救助の期間													
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額														
避難所及び応急仮設住宅の	1 避難所に、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。	避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。	避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内													
	2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の															

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)					改正後(令和3年2月修正)	改正理由
75	供与		<u>既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</u>	(1) 基本額 <u>1人1日当たり 320円</u> (2) 加算額 <u>ア 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する施設を設置する場合、高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費</u> <u>イ 冬季（10月から3月まで）の場合別に定める額</u>	<u>とする。</u>	<u>(削除)</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
		応急仮設住宅	<u>1 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものに供与するものとする。</u> <u>2 応急仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</u> <u>3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を、応急仮設住宅として設置することがある。</u> <u>4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することがある。</u>	<u>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,621,000円以内とする。</u> <u>2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。</u>	<u>応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。</u>		
	<u>炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</u>	<u>炊出しその他による食品の給与</u>	<u>1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</u> <u>2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。</u>	<u>炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,080円以内とする。</u>	<u>炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ</u>		

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

75

飲料水の供給

飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

飲料水の供給を実施する期間は、災害発生日から7日以内とする。

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。

(1) 被服、寝具及び身の回り品

(2) 日用品

(3) 炊事用具及び食器

(4) 光熱材料

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

なお、季別は、災害発生日をもつて決定する。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯

季別 世帯区分	夏季 (4月から 9月まで)	冬季 (10月から 3月まで)
1人世帯	18,300円	30,200円
2人世帯	23,500円	39,200円
3人世帯	34,600円	54,600円
4人世帯	41,500円	63,800円
5人世帯	52,600円	80,300円
6人世帯以上	52,600円に、 世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,700円を加算した額	80,300円に、 世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,000円を加算した額

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により損害を受けた世帯

季別 世帯区分	夏季 (4月から 9月まで)	冬季 (10月から 3月まで)
1人世帯	6,000円	9,700円
2人世帯	8,000円	12,600円

(削除)

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)					改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																
75	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td><table><tr><td>3人世帯</td><td>12,000円</td><td>17,900円</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>14,600円</td><td>21,200円</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>18,500円</td><td>26,800円</td></tr><tr><td>6人世帯以上</td><td>18,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額</td><td>26,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額</td></tr></table></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯 その都度厚生労働大臣に協議して決定する額</td><td></td></tr><tr><td>医療及び助産</td><td>医療</td><td>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。 3 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 診察 (2) 薬剤及び治療料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護</td><td>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費 (2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額 (3) 施術者による場合 協定料金の額</td><td>医療を実施する期間は、災害発生日から14日以内とする。</td></tr><tr><td></td><td>助産</td><td>1 助産は、災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、</td><td>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</td><td>助産を実施する期間は、分</td></tr></table>								<table><tr><td>3人世帯</td><td>12,000円</td><td>17,900円</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>14,600円</td><td>21,200円</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>18,500円</td><td>26,800円</td></tr><tr><td>6人世帯以上</td><td>18,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額</td><td>26,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額</td></tr></table>	3人世帯	12,000円	17,900円	4人世帯	14,600円	21,200円	5人世帯	18,500円	26,800円	6人世帯以上	18,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	26,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額					(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯 その都度厚生労働大臣に協議して決定する額		医療及び助産	医療	1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。 3 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 診察 (2) 薬剤及び治療料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費 (2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額 (3) 施術者による場合 協定料金の額	医療を実施する期間は、災害発生日から14日以内とする。		助産	1 助産は、災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、	助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。	助産を実施する期間は、分	(削除)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
			<table><tr><td>3人世帯</td><td>12,000円</td><td>17,900円</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>14,600円</td><td>21,200円</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>18,500円</td><td>26,800円</td></tr><tr><td>6人世帯以上</td><td>18,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額</td><td>26,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額</td></tr></table>	3人世帯	12,000円	17,900円	4人世帯	14,600円	21,200円	5人世帯	18,500円	26,800円	6人世帯以上	18,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	26,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額																								
3人世帯	12,000円	17,900円																																					
4人世帯	14,600円	21,200円																																					
5人世帯	18,500円	26,800円																																					
6人世帯以上	18,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	26,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額																																					
			(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯 その都度厚生労働大臣に協議して決定する額																																				
医療及び助産	医療	1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。 3 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 診察 (2) 薬剤及び治療料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費 (2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額 (3) 施術者による場合 協定料金の額	医療を実施する期間は、災害発生日から14日以内とする。																																			
	助産	1 助産は、災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、	助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。	助産を実施する期間は、分																																			

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)				改正後(令和3年2月修正)	改正理由
75		災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。 2 助産は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 (2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額	べんした日から7日以内とする。	(削除)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
	災害者の救出	災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。	災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。		
	被災した住宅の応急修理	1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとする。	被災した住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり567,000円以内とする。	災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。		
	生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であつて、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であつて、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。	生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、1件(1世帯)当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。 (1) 貸与期間 2年以内	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。		

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)				改正後(令和3年2月修正)	改正理由
75	<u>学用品の給与</u>	<u>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</u> <u>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</u> <u>(1) 教科書(小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあつては教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書</u>	<u>(2) 利子</u> <u>無利子</u> <u>(3) 担保</u> <u>連帯保証人1人</u> <u>学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</u> <u>(1) 教科書代</u> <u>教科書の実費</u> <u>(2) 文房具費及び通学用品費</u> <u>小学校児童1人当たり 4,200 円</u> <u>中学校生徒1人当たり 4,500 円</u> <u>高等学校等生徒1人当たり 4,900 円</u>	<u>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。</u>	<u>(削除)</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)				改正後(令和3年2月修正)	改正理由
75		以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあつては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。) (2) 文房具 (3) 通学用品			(削除)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
埋葬		1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもつて実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。 (1) 棺(附属品を含む。)又は棺材 (2) 火葬又は土葬 (3) 骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。 満12歳以上の者 1体当たり 208,700 円 満12歳未満の者 1体当たり 167,000 円	埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。		
死体の搜索		死体の搜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。		
死体の処理		1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行	死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり 3,400 円 (2) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額(ドライアイスの購入等が必要な	死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。		

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)				改正後(令和3年2月修正)	改正理由
75		<u>うものとする。</u> <u>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</u> <u>(2) 死体の一時保存</u> <u>(3) 検案</u>	<u>場合にあつては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額)</u> <u>ア 既存建物を利用する場合</u> <u>施設の借上費として当該地域における通常の実費</u> <u>イ 既存建物を利用することができない場合</u> <u>1 体当たり 5,300 円(輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。)</u> <u>(3) 検案のための費用</u> <u>救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額</u>		<u>(削除)</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
	<u>障害物の除去</u>	<u>障害物の除去は、災害によつて土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。</u>	<u>障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,300円以内とする。</u>	<u>障害物の除去は、災害発生の目から10日以内に完了するものとする。</u>		
	<u>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出</u>	<u>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 被災者の避難の場合</u> <u>(2) 救済用物資の整理及び配分の場合</u> <u>(3) 飲料水の供給の場合</u> <u>(4) 医療及び助産の場合</u> <u>(5) 災害にかかわった者の救出の場合</u> <u>(6) 死体の搜索の場合</u> <u>(7) 死体の処理の場合</u>	<u>応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</u>	<u>応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。</u>		

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁

76

現行計画(令和2年2月修正)

別表第2(第15条関係)

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(略)

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

別表第3(第19条関係)

対象者	扶助金の支給基礎額
<u>法第24条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者</u>	<u>事故発生の年の前1年間におけるその者の所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(以下「基準収入額」という。)に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</u>
<u>法第25条の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)</u>	1 8,800 円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回るときは、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は、14,200 円とする。 2 次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第1号に該当する扶養親族については 433 円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217 円(協力者に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については 367 円)を、それぞれ加算して得た額 (1) 配偶者 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

改正後(令和3年2月修正)

別表第1(第15条関係)

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(略)

2 令第4条第五号から第十号までに規定する者

別表第2(第19条関係)

対象者	扶助金の支給基礎額
<u>法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者</u>	<u>事故発生の年の前1年間におけるその者の所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(以下「基準収入額」という。)に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</u>
<u>法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者</u>	<u>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)第5条に規定する給付基礎額の例による額</u>

改正理由

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																								
76	<table><tr><td></td><td><u>(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの</u></td></tr><tr><td></td><td><u>3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、167 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額</u></td></tr></table>		<u>(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの</u>		<u>3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、167 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額</u>		2. 碧南市各 局における活 動の反映等 (情報の更新 等)																																				
	<u>(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの</u>																																										
	<u>3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、167 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額</u>																																										
128	資料1 2－3 7 災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書 (略)	資料1 2－3 7 災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書 (略)	2. 碧南市各 局における活 動の反映等																																								
129	災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定締結者一覧 <table><tr><th>No.</th><th>協定締結者</th><th>社会福祉施設名</th><th>施設住所及び受入場所</th><th>協定締結日</th></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>7</td><td>碧南市鷺林町4丁目109番地1 社会福祉法人愛生館福社会 理事長 小林 清彦</td><td>碧南市養護老人ホーム</td><td>住所: 碧南市鷺林町4-109-1 受入場所: 集会所・食堂(1F)</td><td>平成26年3月28日</td></tr><tr><td colspan="5">(追加)</td></tr></table>	No.	協定締結者	社会福祉施設名	施設住所及び受入場所	協定締結日	(略)					7	碧南市鷺林町4丁目109番地1 社会福祉法人愛生館福社会 理事長 小林 清彦	碧南市養護老人ホーム	住所: 碧南市鷺林町4-109-1 受入場所: 集会所・食堂(1F)	平成26年3月28日	(追加)					災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定締結者一覧 <table><tr><th>No.</th><th>協定締結者</th><th>社会福祉施設名</th><th>施設住所及び受入場所</th><th>協定締結日</th></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>7</td><td>碧南市鷺林町4丁目109番地1 社会福祉法人愛生館福社会 理事長 小林 清彦</td><td>碧南市養護老人ホーム</td><td>住所: 碧南市鷺林町4-109-1 受入場所: 集会所・食堂(1F)</td><td>平成26年3月28日</td></tr><tr><td>8</td><td><u>碧南市向陽町4丁目31番地</u> <u>医療法人十喜会</u> <u>理事長 加藤 丈博</u></td><td><u>デイサービス中山</u></td><td><u>住所: 碧南市中山町6－10</u> <u>受入場所: 大ホール(1F)</u></td><td><u>令和2年7月10日</u></td></tr></table>	No.	協定締結者	社会福祉施設名	施設住所及び受入場所	協定締結日	(略)					7	碧南市鷺林町4丁目109番地1 社会福祉法人愛生館福社会 理事長 小林 清彦	碧南市養護老人ホーム	住所: 碧南市鷺林町4-109-1 受入場所: 集会所・食堂(1F)	平成26年3月28日	8	<u>碧南市向陽町4丁目31番地</u> <u>医療法人十喜会</u> <u>理事長 加藤 丈博</u>	<u>デイサービス中山</u>	<u>住所: 碧南市中山町6－10</u> <u>受入場所: 大ホール(1F)</u>	<u>令和2年7月10日</u>	(情報の更新 等)
No.	協定締結者	社会福祉施設名	施設住所及び受入場所	協定締結日																																							
(略)																																											
7	碧南市鷺林町4丁目109番地1 社会福祉法人愛生館福社会 理事長 小林 清彦	碧南市養護老人ホーム	住所: 碧南市鷺林町4-109-1 受入場所: 集会所・食堂(1F)	平成26年3月28日																																							
(追加)																																											
No.	協定締結者	社会福祉施設名	施設住所及び受入場所	協定締結日																																							
(略)																																											
7	碧南市鷺林町4丁目109番地1 社会福祉法人愛生館福社会 理事長 小林 清彦	碧南市養護老人ホーム	住所: 碧南市鷺林町4-109-1 受入場所: 集会所・食堂(1F)	平成26年3月28日																																							
8	<u>碧南市向陽町4丁目31番地</u> <u>医療法人十喜会</u> <u>理事長 加藤 丈博</u>	<u>デイサービス中山</u>	<u>住所: 碧南市中山町6－10</u> <u>受入場所: 大ホール(1F)</u>	<u>令和2年7月10日</u>																																							
167	(追加)	<u>資料1 2－5 8 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書</u> <u>災害時における家屋被害認定業務に関する協定書</u> <u>碧南市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における</u>	2. 碧南市各 局における活 動の反映等 (情報の更新 等)																																								

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
167	<u>(追加)</u>	<u>家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。</u> <u>(被害認定業務への協力)</u> <u>第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。</u> <u>2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。</u> <u>(業務の内容)</u> <u>第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。</u> <u>(2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。</u> <u>(応援要請等の手続)</u> <u>第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。</u> <u>(費用の負担)</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （情報の更新等）

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
167 168	(追加)	<u>第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人身費、交通費等の費用を負担する。</u> <u>甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。</u> <u>ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。</u> <u>(秘密の保持)</u> <u>第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。</u> <u>(従事者の災害補償)</u> <u>第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。</u> <u>(定めのない事項等の処理)</u> <u>第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令(甲の条例、規則等を含む。)に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。</u> <u>(有効期間)</u> <u>第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
168	<u>(追加)</u>	<u>この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
169		<u>令和2年 5月 29日</u> <u>甲 碧南市松本町28番地</u> <u>碧南市長 禰 亘 田 政 信</u> <u>乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号</u> <u>公益社団法人愛知県建築士事務所協会</u> <u>会 長 松 岡 由 紀 夫</u> <u>名古屋市中区栄二丁目10番19号</u> <u>公益社団法人愛知建築士会</u> <u>会 長 柳 澤 講 次</u> <u>名古屋市西区新道一丁目2番25号</u> <u>愛知県土地家屋調査士会</u> <u>会 長 伊 藤 直 樹</u> <u>名古屋市中区栄四丁目3番26号</u> <u>公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会</u> <u>会 長 安 田 商 基</u>	

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由											
170	(追加)	別記「費用負担額積算基準」(第4条関係) 甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。 (積算基準) 費用負担額＝(派遣人員数×派遣日数)×業務従事単価※(交通費及び事務的経費等を含む) ※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。	2. 碧南市各部署における活動の反映等											
171		様式第1号(第3条関係) 第 号 年 月 日 愛知県知事 殿 (団体名 会長 殿) 市町村長 氏 名 災害時における家屋被害認定業務の応援要請について 災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書第4条第1項(災害時における家屋被害認定業務に関する協定書第3条)の規定により、下記のとおり要請します。 記 1 災害の状況及び応援を要する事由 2 必要な人員等の内容 <table><tr><th>従事人数</th><th>従事期間</th><th>業務内容等</th></tr><tr><td rowspan="2">人</td><td>期間 (自) 月 日</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>(至) 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">人</td><td>期間 (自) 月 日</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>(至) 月 日</td></tr></table> (適宜行を追加すること) 3 口頭による要請をした場合の日付	従事人数	従事期間	業務内容等	人	期間 (自) 月 日		(至) 月 日	人	期間 (自) 月 日		(至) 月 日	(情報の更新等)
従事人数	従事期間	業務内容等												
人	期間 (自) 月 日													
	(至) 月 日													
人	期間 (自) 月 日													
	(至) 月 日													

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
171	(追加)	年 月 日 4 その他必要な事項 5 要請担当者 (職名) (氏名) (電話番号) (FAX) (E-mail)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
172	(追加)	資料 12-59 災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書 災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書 碧南市（以下「市」という。）と碧南市介護サービス機関連絡協議会（以下「協議会」という。）は、災害時における要介護高齢者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。 (目的) 第1条 この協定は、碧南市内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、市が協議会の協力を得て行う市内の居宅介護サービス利用者の安否の確認及び居宅介護サービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 災害 市内における震度5弱以上の地震及び市が市内において甚大な影響を受けたと判断した自然現象等を原因とする被害をいう。 (2) 要介護高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者をいう。 (協力) 第3条 協議会は、災害が発生したときは、本協定の目的に賛同する協議会に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、当該事業者の業務に支障のない範囲で市内の居宅介護サービス利用者の安否の確認、居宅介護サ	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
172	(追加)	<u>サービスの提供等を実施するため、市に協力するものとする。</u> <u>(安否の確認等)</u> <u>第4条 協議会は、災害が発生したときは、事業者に当該事業所の居宅介護サービスを利用する市内に住所を有する要介護高齢者（以下「利用者」という。）の安否を確認させるものとする。</u> <u>2 協議会は、事業者が前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、当該事業者をして市に報告させるものとする。</u> <u>3 前項の規定による報告は、別記の事項を記載した書類を市が市内に設置する地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）に提出（電子メール又はファクシミリによる送信を含む。）することにより行うものとする。</u> <u>4 協議会は、災害が発生したときは、事業者に、利用者の避難所への避難誘導（救出才及び救助を含む。）をさせるものとする。</u> <u>(サービス提供)</u> <u>第5条 市は、前条第2項の規定により報告された内容を取りまとめ、事業者に対して安否確認結果等の情報提供を行うこととする。</u> <u>2 協議会は、前項の規定により市から提供された情報をもとに事業者に居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の居宅介護サービスを速やかに提供させるものとする。</u> <u>3 協議会は、市から要請があったときは、事業者に、市が開設する福祉避難所における居宅介護サービスの提供に協力させるものとする。</u> <u>(事業者一覧)</u> <u>第6条 協議会は、事業者の一覧を作成し、市に提出するものとする。</u> <u>2 協議会は、前項の一覧に変更が生じたときは、速やかに、市に届け出るものとする。</u> <u>(費用負担)</u> <u>第7条 市と協議会が協議の上、事業者が実施する第5条に規定する居宅介護サービスに要した経費（介護保険法第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）は市が負担する。</u> <u>(災害情報連絡体制の整備)</u> <u>第8条 市及び協議会は、災害に関する情報の連絡体制を整備するため、当該整備に関する方策について協議し、別途、定めるものとする。</u> <u>(情報の交換)</u> <u>第9条 市及び協議会は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
173			

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
173	<u>(追加)</u>	<u>必要に応じて情報の交換を行う。</u> <u>(守秘義務等)</u> <u>第10条 協議会は、第4条に規定する安否確認等及び第5条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、市及び事業者以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。</u> <u>2 協議会は、前項に規定する個人情報を市の指示する目的以外に、使用し、及び第三者(事業者を除く。)に提供してはならない。</u> <u>3 協議会は、事業者に対して、前2項の規定に順じた取扱いをさせなければならない。</u> <u>(協議)</u> <u>第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、市及び協議会が誠意をもって協議し、決定する。</u> <u>(期間)</u> <u>第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、市又は協議会からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。</u> <u>上記の協定の証として、本書2通を作成し、市、協議会記名押印の上、それぞれ1通を保有する。</u> <u>令和2年6月25日</u> <u>(協議会)</u> <u>愛知県碧南市松本町28番地</u> <u>碧南市介護サービス機関連絡協議会</u> <u>会 長 齋 藤 健</u> <u>(市)</u> <u>愛知県碧南市松本町28番地</u> <u>碧南市長 禰 亘 田 政 信</u>	2. 碧南市各 局における活 動の反映等 (情報の更新 等)
174	<u>(追加)</u>	<u>資料12-60 災害時における段ボール製品等の供給に関する協定書</u> <u>碧南市(以下「甲」という。)と愛知県紙器段ボール箱工業組合(以下「乙」とい</u>	2. 碧南市各 局における活 動の反映等

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
174	<u>(追加)</u>	<u>う。)</u>は、災害時における段ボール製品等(以下「物資」という。)の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。 <u>(趣旨)</u> 第1条 この協定は、碧南市内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、避難所の設営等に必要な物資の供給に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>(物資の種類)</u> 第2条 物資の種類は、次に掲げるものとする。 <u>(1) 段ボールシート及び段ボール箱</u> <u>(2) プラスチック段ボールシート及びプラスチック段ボール箱</u> <u>(3) 段ボールパーテーション</u> <u>(4) 段ボールベット</u> <u>(5) 段ボール簡易トイレ及びプラスチック段ボール簡易トイレ</u> <u>(要請)</u> 第3条 甲による要請は、救援物資供給要請書(様式第1号)により行うものとする。 <u>ただし、要請書により要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。</u> 2 乙は、甲からの要請を受けた時は、可能な範囲内で物資の優先供給に協力するものとし、対応できない場合は、速やかにその旨を連絡するものとする。 <u>(物資の供給等)</u> 第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。ただし乙が被災し、物資の搬送が困難な場合については、両者で協議の上、最良の搬送方法を決定し、その際に、甲は職員をもって要請に係る物資を確認させ、受け取るものとする。 2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。 <u>(経費の負担)</u> 第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び搬送に要する費用について負担するものとする。 2 前項に掲げる経費の算出については、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。 <u>(経費の支払)</u> 第6条 乙は、要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。甲が請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに費用を	(情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
174	<u>(追加)</u>	<u>乙に支払うものとする。</u> <u>(平常時の協力)</u> <u>第7条 平常時においても、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。</u> <u>(連絡責任者)</u> <u>第8条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を選任し、その氏名、連絡方法を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。</u> <u>2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。</u> <u>(有効期間)</u> <u>第9条 この協定書の有効期間は締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、その後についてもまた同様とする。</u> <u>(協議)</u> <u>第10条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項について、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。</u> <u>この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。</u> <u>令和2年12月21日</u> <u>甲 碧南市松本町28番地</u> <u>碧南市長 禰 亘 田 政 信</u> <u>乙 名古屋市東区泉一丁目20番12号 MEDIAGE Aichi 4階</u> <u>愛知県紙器段ボール箱工業組合</u> <u>理事長 加 藤 直 樹</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
175			

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																														
176	(追加)	様式第1号(第3条関係) 年 月 日 愛知県紙器段ボール箱工業組合 御中 碧南市長 救 援 物 資 供 給 要 請 書 災害時における段ボール製品等の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。 <table><tr><th>物資の種類</th><th>数 量</th><th>搬送日時</th><th>搬送場所</th><th>備 考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (碧南市連絡担当者) <table><tr><th>所 属</th><td></td></tr><tr><th>職名・氏名</th><td></td></tr><tr><th>電話番号</th><td></td></tr></table>	物資の種類	数 量	搬送日時	搬送場所	備 考																																				所 属		職名・氏名		電話番号		2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
物資の種類	数 量	搬送日時	搬送場所	備 考																																													
所 属																																																	
職名・氏名																																																	
電話番号																																																	

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																														
177	(追加)	様式第2号 (第4条関係) 年 月 日 碧南市長 愛知県紙器段ボール箱工業組合 救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書 災害時における段ボール製品等の供給に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。 <table><tr><th>物資の種類</th><th>数 量</th><th>搬送日時</th><th>搬送場所</th><th>備 考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (愛知県紙器段ボール箱工業組合連絡担当者) <table><tr><td>所 属</td><td></td></tr><tr><td>職名・氏名</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr></table>	物資の種類	数 量	搬送日時	搬送場所	備 考																																				所 属		職名・氏名		電話番号		2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
物資の種類	数 量	搬送日時	搬送場所	備 考																																													
所 属																																																	
職名・氏名																																																	
電話番号																																																	

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由												
178	資料13 様式等	資料13 様式等													
180	資料13－3 罹災証明書 (様式3) 罹災証明第 ー 号 罹 災 証 明 書 1 罹 災 者 住所 碧南市 町 丁目 番地 氏名 2 罹 災 理 由 ☐ 台 風 (号) ☐ 集 中 豪 雨 ☐ 地 震 ☐ そ の 他 () 3 罹災年月日 年 月 日 時頃 4 罹災場所 碧南市 町 丁目 番地 5 罹災状況 ☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 一部破損 (工作物被害) 上記のとおり、罹災したことを証明します。 年 月 日 碧南市長 印	資料13－3 罹災証明書 (様式3) (整理番号) 罹 災 証 明 書 <table><tr><td>世帯主住所</td><td></td></tr><tr><td>世帯主氏名</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>罹災原因</td><td>年 月 日の による</td></tr></table> <table><tr><td>被災住家※の 所在地</td><td></td></tr><tr><td>住家※の被害の 程度</td><td>☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至ら ない (一部損壊)</td></tr><tr><td>浸水区分</td><td>☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水</td></tr></table> ※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家) 上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日 碧南市長	世帯主住所		世帯主氏名		罹災原因	年 月 日の による	被災住家※の 所在地		住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至ら ない (一部損壊)	浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
世帯主住所															
世帯主氏名															
罹災原因	年 月 日の による														
被災住家※の 所在地															
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至ら ない (一部損壊)														
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水														

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																
186	資料14 その他	資料14 その他																																	
186	資料14－1 自主防災会の設立状況 (設立年月日順) <table><tr><th colspan="2">名 称</th><th>設立年月日</th><th>対象行政区</th></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>28</td><td>棚尾地区中自主防災会</td><td>平成12年4月1日</td><td>源氏町、志貴町、汐田町 (追加)</td></tr><tr><td>29</td><td>棚尾地区南自主防災会</td><td>平成12年4月1日</td><td>若宮町、弥生町、棚尾本町、志貴崎町 (追加)</td></tr></table>	名 称		設立年月日	対象行政区		(略)			28	棚尾地区中自主防災会	平成12年4月1日	源氏町、志貴町、汐田町 (追加)	29	棚尾地区南自主防災会	平成12年4月1日	若宮町、弥生町、棚尾本町、志貴崎町 (追加)	資料14－1 自主防災会の設立状況 (設立年月日順) <table><tr><th colspan="2">名 称</th><th>設立年月日</th><th>対象行政区</th></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>28</td><td>棚尾地区中自主防災会</td><td>平成12年4月1日</td><td>源氏町、<u>汐田町、志貴町、志貴崎町</u></td></tr><tr><td>29</td><td>棚尾地区南自主防災会</td><td>平成12年4月1日</td><td>若宮町、弥生町、棚尾本町</td></tr></table> <u>令和3年4月から志貴崎町は棚尾地区南自主防災会から棚尾地区中自主防災会に変更する。</u>	名 称		設立年月日	対象行政区		(略)			28	棚尾地区中自主防災会	平成12年4月1日	源氏町、 <u>汐田町、志貴町、志貴崎町</u>	29	棚尾地区南自主防災会	平成12年4月1日	若宮町、弥生町、棚尾本町	2. 碧南市各 局における活 動の反映等 (情報の更新 等)
名 称		設立年月日	対象行政区																																
	(略)																																		
28	棚尾地区中自主防災会	平成12年4月1日	源氏町、志貴町、汐田町 (追加)																																
29	棚尾地区南自主防災会	平成12年4月1日	若宮町、弥生町、棚尾本町、志貴崎町 (追加)																																
名 称		設立年月日	対象行政区																																
	(略)																																		
28	棚尾地区中自主防災会	平成12年4月1日	源氏町、 <u>汐田町、志貴町、志貴崎町</u>																																
29	棚尾地区南自主防災会	平成12年4月1日	若宮町、弥生町、棚尾本町																																
187	資料14－2 碧南市職員非常配備体制表 (抜粋) 第1次非常配備 準備体制 この配備表に記載されている職員は、下記の状況が発生したときは情報に注意し、出動できる態勢をとる。 1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 2 10分間雨量5mm 又は時間雨量10mm 程度の強雨が降りはじめたとき。 <u>ただし、下水道班及び農水班は独自の判断で出動する。</u> 3 その他防災統轄監が必要と認めたとき。 <table><tr><th>常 時 待 機</th><th>情報連絡活動</th><th>衣浦東部広域連合通信指令班</th></tr><tr><td rowspan="4">状況に応じ出動</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>土木施設管理班</td><td>土木港湾課係長以上</td></tr><tr><td>下水道班</td><td>下水道課 (課長、<u>主幹、</u>都市下水係)</td></tr><tr><td>消防班</td><td>碧南消防署長、副署長</td></tr></table> (※必要に応じ、碧南警察署へ依頼)	常 時 待 機	情報連絡活動	衣浦東部広域連合通信指令班	状況に応じ出動	(略)		土木施設管理班	土木港湾課係長以上	下水道班	下水道課 (課長、 <u>主幹、</u> 都市下水係)	消防班	碧南消防署長、副署長	資料14－2 碧南市職員非常配備体制表 (抜粋) 第1次非常配備 準備体制 この配備表に記載されている職員は、下記の状況が発生したときは情報に注意し、出動できる態勢をとる。 <u>ただし、下水道班及び農水班は独自の判断で出動する。</u> 1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 2 10分間雨量5mm 又は時間雨量10mm 程度の強雨が降りはじめたとき。 <u>3 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき。</u> <u>4</u> その他防災統轄監が必要と認めたとき。 <table><tr><th>常 時 待 機</th><th>情報連絡活動</th><th>衣浦東部広域連合通信指令班</th></tr><tr><td rowspan="4">状況に応じ出動</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>土木施設管理班</td><td>土木港湾課係長以上</td></tr><tr><td>下水道班</td><td>下水道課 (課長、都市下水係)</td></tr><tr><td>消防班</td><td>碧南消防署長、副署長</td></tr></table> (※必要に応じ、碧南警察署へ依頼)	常 時 待 機	情報連絡活動	衣浦東部広域連合通信指令班	状況に応じ出動	(略)		土木施設管理班	土木港湾課係長以上	下水道班	下水道課 (課長、都市下水係)	消防班	碧南消防署長、副署長	2. 碧南市各 局における活 動の反映等 (情報の更新 等)								
常 時 待 機	情報連絡活動	衣浦東部広域連合通信指令班																																	
状況に応じ出動	(略)																																		
	土木施設管理班	土木港湾課係長以上																																	
	下水道班	下水道課 (課長、 <u>主幹、</u> 都市下水係)																																	
	消防班	碧南消防署長、副署長																																	
常 時 待 機	情報連絡活動	衣浦東部広域連合通信指令班																																	
状況に応じ出動	(略)																																		
	土木施設管理班	土木港湾課係長以上																																	
	下水道班	下水道課 (課長、都市下水係)																																	
	消防班	碧南消防署長、副署長																																	

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

188

第1次非常配備 警戒体制

(※必要に応じて災害対策本部設置)

(略)

3 碧南市において「震度4」の地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。

4 その他市長が必要と認めたとき。

本部長	副本部長	部(部長)	班(◎班長・○副班長)	係(係長・係員)	所掌業務
市長	副市長 (防災統轄監 教育長)	(略)			当番配備表における部内の所掌業務(第3次配備表参照)
		総部務 (総務係長)	情報・調整班 (◎秘書課課長) 広報班 (◎経営企画課長)	情報分析係 (情報係係長) 広報係 (広報係係長)	
		(略)			
		避難救護部 (健康推進係長)	避難所班 (◎国保年金課長、○高齢介護課長) 第1医療班 (◎健康課長)	避難所係 (医療係長) 避難所34ヶ所(※必要に応じて開設) <u>開設員はP8.9のとおり</u>	
		(略)			
		給排水部 (開発水道係長)	水道班 (◎水道課長) 下水道班 (◎下水道課長、○下水道課主幹)	給水係 (水道係員) 排水係 (下水道係員)	
(略)					

189

碧南市災害対策本部組織図(第2次非常配備)

図中

本部長
(市長)

副本部長
(副市長(防災統轄監))

給排水部
(開発水道係長)

水道班
(水道課長)

下水道班
(下水道課長、下水道課主幹)

第1次非常配備 警戒体制

(※必要に応じて災害対策本部設置)

(略)

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。

4 碧南市において「震度4」の地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。

5 その他市長が必要と認めたとき。

本部長	副本部長	部(部長)	班(◎班長・○副班長)	係(係長・係員)	所掌業務
市長	副市長 (防災統轄監 教育長)	(略)			当番配備表における部内の所掌業務(第3次配備表参照)
		総部務 (総務係長)	情報・調整班 (◎秘書課課長) 広報班 (◎経営企画課長)	情報分析係 (情報係係長) <u>及び情報統括班係長</u> <u>統括班係長</u> 広報係 (広報係係長)	
		(略)			
		避難救護部 (健康推進係長)	避難所班 (◎国保年金課長、○高齢介護課長) 第1医療班 (◎健康課長)	避難所係 (医療係長) 避難所35ヶ所(※必要に応じて開設)	
		(略)			
		給排水部 (開発水道係長)	水道班 (◎水道課長) 下水道班 (◎下水道課長)	給水係 (水道係員) 排水係 (下水道係員)	
(略)					

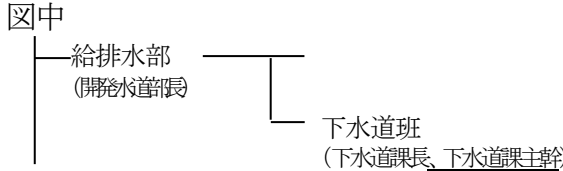
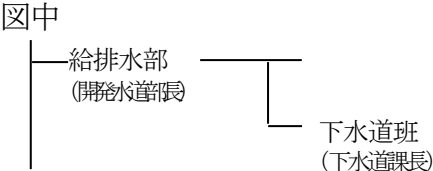
2. 碧南市各局における活動の反映等

(情報の更新等)

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																																																																																								
190	第2次非常配備 (＝災害対策本部設置) (略) 3 その他市長が必要と認めたとき。 <table><tr><th>部 ◎部長 ○副部長</th><th>班 ◎班長 ○副班長</th><th>係(係長)</th><th>係員</th><th>所掌業務</th><th>協力機関・団体</th></tr><tr><td>本部 ◎副市長 (防災総監) ○市民協働部長(防災監)</td><td>本部班 ◎防災課長</td><td>本部係 (防災総画係長)</td><td>防災課員</td><td>当番配備時における各担当の所掌業務 (第3次西配備表参照)</td><td>当番配備時における協力機関・団体 (第3次西配備表参照)</td></tr><tr><td>総務部 ◎総務部長</td><td>情報・調査班 ◎秘書情報課長</td><td>情報分析係 (情報総画係長 (秘書係長)</td><td>(総務) 財政係長 (市民協働部) 地域連携課1名 (福祉) 健康推進係長 (健康推進部) 地域支援係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(管財) (総務部) 管理係長(下水) (教育部) 庶務課1名 (議会部) 議事係長 ※各部から1名選出</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>調査支援部 ◎市民協働部長補務</td><td>(略)</td><td>巡視系・調査係 (固定資産税係長 (管理係長)</td><td>市民税係長、納税係長、 戸籍係長、市民係長、住民記録係長、 商工観光係長、企業支援係長、 企業振興係長、会計係長、監査係長</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>福祉援助部 ◎福祉こども部長</td><td>福祉班 ◎福祉課長</td><td>福祉係 (社会福祉係長)</td><td>(兼)保護係長、児童支援係長</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td></td><td>こども班 ◎こども課長</td><td>こども係 (幼児係長)</td><td>育成支援係長(自助)</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>避難対策部 ◎健康推進部長</td><td>避難対策班 ◎国保年金課長 ○高齢介護課長</td><td>避難対策係 (医療係長)</td><td>国保係長、年金係長、高齢福祉係長、 介護福祉係長、地域支援係長(高)、 避難所35ヶ所(※必要に応じて開設、開設員はP8、9のとおり)</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td></td><td>第1医療班 ◎健康課長</td><td>第1医療係 (成人保健係長)</td><td>庶務係長、母子保健係長、健康課員 地域包括支援センター係長(高)</td><td>〃</td><td>〃</td></tr></table>	部 ◎部長 ○副部長	班 ◎班長 ○副班長	係(係長)	係員	所掌業務	協力機関・団体	本部 ◎副市長 (防災総監) ○市民協働部長(防災監)	本部班 ◎防災課長	本部係 (防災総画係長)	防災課員	当番配備時における各担当の所掌業務 (第3次西配備表参照)	当番配備時における協力機関・団体 (第3次西配備表参照)	総務部 ◎総務部長	情報・調査班 ◎秘書情報課長	情報分析係 (情報総画係長 (秘書係長)	(総務) 財政係長 (市民協働部) 地域連携課1名 (福祉) 健康推進係長 (健康推進部) 地域支援係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(管財) (総務部) 管理係長(下水) (教育部) 庶務課1名 (議会部) 議事係長 ※各部から1名選出	〃	〃			(略)		〃	〃		(略)			〃	〃	調査支援部 ◎市民協働部長補務	(略)	巡視系・調査係 (固定資産税係長 (管理係長)	市民税係長、納税係長、 戸籍係長、市民係長、住民記録係長、 商工観光係長、企業支援係長、 企業振興係長、会計係長、監査係長	〃	〃	福祉援助部 ◎福祉こども部長	福祉班 ◎福祉課長	福祉係 (社会福祉係長)	(兼)保護係長、児童支援係長	〃	〃		こども班 ◎こども課長	こども係 (幼児係長)	育成支援係長(自助)	〃	〃	避難対策部 ◎健康推進部長	避難対策班 ◎国保年金課長 ○高齢介護課長	避難対策係 (医療係長)	国保係長、年金係長、高齢福祉係長、 介護福祉係長、地域支援係長(高)、 避難所35ヶ所(※必要に応じて開設、開設員はP8、9のとおり)	〃	〃		第1医療班 ◎健康課長	第1医療係 (成人保健係長)	庶務係長、母子保健係長、健康課員 地域包括支援センター係長(高)	〃	〃	第2次非常配備 (＝災害対策本部設置) (略) 3 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。</u> 4 その他市長が必要と認めたとき。 <table><tr><th>部 ◎部長 ○副部長</th><th>班 ◎班長 ○副班長</th><th>係(係長)</th><th>係員</th><th>所掌業務</th><th>協力機関・団体</th></tr><tr><td>本部 <u>◎市長</u> <u>○副市長</u> (防災総監) <u>○教育長</u> 市民協働部長(防災監)</td><td>本部班 ◎防災課長</td><td>本部係 (防災総画係長)</td><td>防災課員</td><td>当番配備時における各担当の所掌業務 (第3次西配備表参照)</td><td>当番配備時における協力機関・団体 (第3次西配備表参照)</td></tr><tr><td>総務部 ◎総務部長</td><td>情報・調査班 ◎秘書情報課長</td><td>情報分析係 (情報総画係長 <u>及び情報統計担当係長</u> (秘書係長)</td><td>(総務) 財政係長 (市民協働部) 地域連携課1名 (福祉) 健康推進係長 (健康推進部) 地域支援係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(建) <u>(建設水道部) 管理係長(水)</u> (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長 ※各部から1名選出</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(略)</td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>調査支援部 ◎市民協働部長補務</td><td>(略)</td><td>巡視系・調査係 (固定資産税係長 (管理係長)</td><td>市民税係長、納税係長、 戸籍係長、市民係長、住民記録係長、 商工観光係長、企業支援係長、 <u>(消防) 会計係長</u>、監査係長</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>福祉援助部 ◎福祉こども部長</td><td>福祉班 ◎福祉課長</td><td>福祉係 (社会福祉係長)</td><td>(兼)保護係長、児童支援係長</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td></td><td>こども班 ◎こども課長</td><td>こども係 (幼児係長)</td><td>育成支援係長、<u>指導保育士、指導主事</u></td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>避難対策部 ◎健康推進部長</td><td>避難対策班 ◎国保年金課長 ○高齢介護課長</td><td>避難対策係 (医療係長)</td><td>国保係長、年金係長、高齢福祉係長 <u>(高)</u>、介護福祉係長<u>(高)</u>、地域支援係長(高)、避難所35ヶ所(※必要に応じて開設)</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td></td><td>第1医療班 ◎健康課長</td><td>第1医療係 (成人保健係長)</td><td>庶務係長、母子保健係長、健康課員 <u>高齢介護職員2名</u></td><td>〃</td><td>〃</td></tr></table>	部 ◎部長 ○副部長	班 ◎班長 ○副班長	係(係長)	係員	所掌業務	協力機関・団体	本部 <u>◎市長</u> <u>○副市長</u> (防災総監) <u>○教育長</u> 市民協働部長(防災監)	本部班 ◎防災課長	本部係 (防災総画係長)	防災課員	当番配備時における各担当の所掌業務 (第3次西配備表参照)	当番配備時における協力機関・団体 (第3次西配備表参照)	総務部 ◎総務部長	情報・調査班 ◎秘書情報課長	情報分析係 (情報総画係長 <u>及び情報統計担当係長</u> (秘書係長)	(総務) 財政係長 (市民協働部) 地域連携課1名 (福祉) 健康推進係長 (健康推進部) 地域支援係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(建) <u>(建設水道部) 管理係長(水)</u> (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長 ※各部から1名選出	〃	〃			(略)		〃	〃		(略)			〃	〃	調査支援部 ◎市民協働部長補務	(略)	巡視系・調査係 (固定資産税係長 (管理係長)	市民税係長、納税係長、 戸籍係長、市民係長、住民記録係長、 商工観光係長、企業支援係長、 <u>(消防) 会計係長</u> 、監査係長	〃	〃	福祉援助部 ◎福祉こども部長	福祉班 ◎福祉課長	福祉係 (社会福祉係長)	(兼)保護係長、児童支援係長	〃	〃		こども班 ◎こども課長	こども係 (幼児係長)	育成支援係長、 <u>指導保育士、指導主事</u>	〃	〃	避難対策部 ◎健康推進部長	避難対策班 ◎国保年金課長 ○高齢介護課長	避難対策係 (医療係長)	国保係長、年金係長、高齢福祉係長 <u>(高)</u> 、介護福祉係長 <u>(高)</u> 、地域支援係長(高)、避難所35ヶ所(※必要に応じて開設)	〃	〃		第1医療班 ◎健康課長	第1医療係 (成人保健係長)	庶務係長、母子保健係長、健康課員 <u>高齢介護職員2名</u>	〃	〃	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
部 ◎部長 ○副部長	班 ◎班長 ○副班長	係(係長)	係員	所掌業務	協力機関・団体																																																																																																																						
本部 ◎副市長 (防災総監) ○市民協働部長(防災監)	本部班 ◎防災課長	本部係 (防災総画係長)	防災課員	当番配備時における各担当の所掌業務 (第3次西配備表参照)	当番配備時における協力機関・団体 (第3次西配備表参照)																																																																																																																						
総務部 ◎総務部長	情報・調査班 ◎秘書情報課長	情報分析係 (情報総画係長 (秘書係長)	(総務) 財政係長 (市民協働部) 地域連携課1名 (福祉) 健康推進係長 (健康推進部) 地域支援係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(管財) (総務部) 管理係長(下水) (教育部) 庶務課1名 (議会部) 議事係長 ※各部から1名選出	〃	〃																																																																																																																						
		(略)		〃	〃																																																																																																																						
	(略)			〃	〃																																																																																																																						
調査支援部 ◎市民協働部長補務	(略)	巡視系・調査係 (固定資産税係長 (管理係長)	市民税係長、納税係長、 戸籍係長、市民係長、住民記録係長、 商工観光係長、企業支援係長、 企業振興係長、会計係長、監査係長	〃	〃																																																																																																																						
福祉援助部 ◎福祉こども部長	福祉班 ◎福祉課長	福祉係 (社会福祉係長)	(兼)保護係長、児童支援係長	〃	〃																																																																																																																						
	こども班 ◎こども課長	こども係 (幼児係長)	育成支援係長(自助)	〃	〃																																																																																																																						
避難対策部 ◎健康推進部長	避難対策班 ◎国保年金課長 ○高齢介護課長	避難対策係 (医療係長)	国保係長、年金係長、高齢福祉係長、 介護福祉係長、地域支援係長(高)、 避難所35ヶ所(※必要に応じて開設、開設員はP8、9のとおり)	〃	〃																																																																																																																						
	第1医療班 ◎健康課長	第1医療係 (成人保健係長)	庶務係長、母子保健係長、健康課員 地域包括支援センター係長(高)	〃	〃																																																																																																																						
部 ◎部長 ○副部長	班 ◎班長 ○副班長	係(係長)	係員	所掌業務	協力機関・団体																																																																																																																						
本部 <u>◎市長</u> <u>○副市長</u> (防災総監) <u>○教育長</u> 市民協働部長(防災監)	本部班 ◎防災課長	本部係 (防災総画係長)	防災課員	当番配備時における各担当の所掌業務 (第3次西配備表参照)	当番配備時における協力機関・団体 (第3次西配備表参照)																																																																																																																						
総務部 ◎総務部長	情報・調査班 ◎秘書情報課長	情報分析係 (情報総画係長 <u>及び情報統計担当係長</u> (秘書係長)	(総務) 財政係長 (市民協働部) 地域連携課1名 (福祉) 健康推進係長 (健康推進部) 地域支援係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(建) <u>(建設水道部) 管理係長(水)</u> (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長 ※各部から1名選出	〃	〃																																																																																																																						
		(略)		〃	〃																																																																																																																						
	(略)			〃	〃																																																																																																																						
調査支援部 ◎市民協働部長補務	(略)	巡視系・調査係 (固定資産税係長 (管理係長)	市民税係長、納税係長、 戸籍係長、市民係長、住民記録係長、 商工観光係長、企業支援係長、 <u>(消防) 会計係長</u> 、監査係長	〃	〃																																																																																																																						
福祉援助部 ◎福祉こども部長	福祉班 ◎福祉課長	福祉係 (社会福祉係長)	(兼)保護係長、児童支援係長	〃	〃																																																																																																																						
	こども班 ◎こども課長	こども係 (幼児係長)	育成支援係長、 <u>指導保育士、指導主事</u>	〃	〃																																																																																																																						
避難対策部 ◎健康推進部長	避難対策班 ◎国保年金課長 ○高齢介護課長	避難対策係 (医療係長)	国保係長、年金係長、高齢福祉係長 <u>(高)</u> 、介護福祉係長 <u>(高)</u> 、地域支援係長(高)、避難所35ヶ所(※必要に応じて開設)	〃	〃																																																																																																																						
	第1医療班 ◎健康課長	第1医療係 (成人保健係長)	庶務係長、母子保健係長、健康課員 <u>高齢介護職員2名</u>	〃	〃																																																																																																																						

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																																																																																								
191	<table><tr><td rowspan="2">因需部 ◎経営管理部長</td><td rowspan="2">第2因需班</td><td>第2因需系</td><td></td><td rowspan="2">〃</td><td rowspan="2">〃</td></tr><tr><td colspan="2">市民病院の非常配備体制による</td></tr><tr><td rowspan="2">経済環境部 ◎経済環境部長</td><td>農水班 ◎農業水産課長</td><td>農務施設系(土地改良系長)</td><td>農業水産課員</td><td>当須配備における各担当の月業務(第3次配備表参照)</td><td>当須配備における協力機関・団体の(第3次配備表参照)</td></tr><tr><td>環境班 ◎環境課長</td><td>環境系(ごみ減量系長)</td><td>(兼)環境保全系長</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td rowspan="4">住宅土木部 ◎建設部長</td><td rowspan="2">住宅建築班 ◎建築課長</td><td>住宅系(管理系長)</td><td>管理系員</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>建築施設系(建築行政系長)</td><td>建築行政系員(兼設備系長、兼設備系員)</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td rowspan="3">土木施設管理班 ◎土木港湾課長 ◎都市計画課長 ◎都市整備課長</td><td>土木施設系(道路系長)</td><td rowspan="3">管理系長(土・(兼)都計・都整、区画整理系長、道路系員、港湾可成係員、計画推進系員、公園緑地系員、区画整理系員)</td><td rowspan="3">〃</td><td rowspan="3">〃</td></tr><tr><td>港湾可成係(港湾可成系長)</td></tr><tr><td>都市整備系(公園緑地系長)</td></tr><tr><td rowspan="3">給排水部 ◎開排水道部長</td><td>水道班 ◎水道課長</td><td>給水係(工務系長)</td><td>管理系長(水、給水業務系長、工務系員、配水管理事務員)</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td rowspan="2">下水道班 ◎下水道課長 ◎下水道課主幹</td><td>排水係(都市下水道系長)</td><td>管理業務系長、都市下水道係員、公共下水道係員、設備系長(建)、設備系員</td><td rowspan="2">〃</td><td rowspan="2">〃</td></tr><tr><td>公共下水道系(公共下水道系長)</td></tr><tr><td colspan="6">略</td></tr><tr><td colspan="6">略</td></tr></table>	因需部 ◎経営管理部長	第2因需班	第2因需系		〃	〃	市民病院の非常配備体制による		経済環境部 ◎経済環境部長	農水班 ◎農業水産課長	農務施設系(土地改良系長)	農業水産課員	当須配備における各担当の月業務(第3次配備表参照)	当須配備における協力機関・団体の(第3次配備表参照)	環境班 ◎環境課長	環境系(ごみ減量系長)	(兼)環境保全系長	〃	〃	住宅土木部 ◎建設部長	住宅建築班 ◎建築課長	住宅系(管理系長)	管理系員	〃	〃	建築施設系(建築行政系長)	建築行政系員(兼設備系長、兼設備系員)	〃	〃	土木施設管理班 ◎土木港湾課長 ◎都市計画課長 ◎都市整備課長	土木施設系(道路系長)	管理系長(土・(兼)都計・都整、区画整理系長、道路系員、港湾可成係員、計画推進系員、公園緑地系員、区画整理系員)	〃	〃	港湾可成係(港湾可成系長)	都市整備系(公園緑地系長)	給排水部 ◎開排水道部長	水道班 ◎水道課長	給水係(工務系長)	管理系長(水、給水業務系長、工務系員、配水管理事務員)	〃	〃	下水道班 ◎下水道課長 ◎下水道課主幹	排水係(都市下水道系長)	管理業務系長、都市下水道係員、公共下水道係員、設備系長(建)、設備系員	〃	〃	公共下水道系(公共下水道系長)	略						略						<table><tr><td rowspan="2">因需部 ◎経営管理部長</td><td rowspan="2">第2因需班</td><td>第2因需系</td><td></td><td rowspan="2">当須配備における各担当の月業務(第3次配備表参照)</td><td rowspan="2">当須配備における協力機関・団体の(第3次配備表参照)</td></tr><tr><td colspan="2">市民病院の非常配備体制による</td></tr><tr><td rowspan="2">経済環境部 ◎経済環境部長</td><td>農水班 ◎農業水産課長</td><td>農務施設系(土地改良系長)</td><td>農業水産課員</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>環境班 ◎環境課長</td><td>環境系(ごみ減量系長)</td><td>(兼)環境保全系長</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td rowspan="4">住宅土木部 ◎建設部長</td><td rowspan="2">住宅建築班 ◎建築課長</td><td>住宅系 ((兼) 管理系長)</td><td>管理系員</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>建築施設系(建築行政系長)</td><td>建築行政系員、建築管理系長、建築管理系員</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td rowspan="3">土木施設管理班 ◎土木港湾課長 ◎都市計画課長 ◎都市整備課長</td><td>土木施設系(道路系長)</td><td rowspan="3">管理系長(土・都計・都整、道路係員、港湾可成係員、計画推進系員、都市整備系員)</td><td rowspan="3">〃</td><td rowspan="3">〃</td></tr><tr><td>港湾可成係(港湾可成系長)</td></tr><tr><td>都市整備系(都市整備系長)</td></tr><tr><td rowspan="3">給排水部 ◎開排水道部長</td><td>水道班 ◎水道課長</td><td>給水係(工務系長)</td><td>(兼)管理系長(水)、給水業務系長、工務系員、配水管理事務員</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td rowspan="2">下水道班 ◎下水道課長</td><td>排水係(都市下水道系長)</td><td>都市下水道係員、公共下水道係員、(兼)建築管理系長(建)、(兼)建築管理系員(建)</td><td rowspan="2">〃</td><td rowspan="2">〃</td></tr><tr><td>社会教育施設系(生涯学習系長)</td></tr><tr><td colspan="6">略</td></tr><tr><td colspan="6">略</td></tr></table>	因需部 ◎経営管理部長	第2因需班	第2因需系		当須配備における各担当の月業務(第3次配備表参照)	当須配備における協力機関・団体の(第3次配備表参照)	市民病院の非常配備体制による		経済環境部 ◎経済環境部長	農水班 ◎農業水産課長	農務施設系(土地改良系長)	農業水産課員	〃	〃	環境班 ◎環境課長	環境系(ごみ減量系長)	(兼)環境保全系長	〃	〃	住宅土木部 ◎建設部長	住宅建築班 ◎建築課長	住宅系 ((兼) 管理系長)	管理系員	〃	〃	建築施設系(建築行政系長)	建築行政系員、 建築管理系長、建築管理系員	〃	〃	土木施設管理班 ◎土木港湾課長 ◎都市計画課長 ◎都市整備課長	土木施設系(道路系長)	管理系長(土・都計・都整、道路係員、港湾可成係員、計画推進系員、 都市整備系員)	〃	〃	港湾可成係(港湾可成系長)	都市整備系(都市整備系長)	給排水部 ◎開排水道部長	水道班 ◎水道課長	給水係(工務系長)	(兼)管理系長(水)、給水業務系長、工務系員、配水管理事務員	〃	〃	下水道班 ◎下水道課長	排水係(都市下水道系長)	都市下水道係員、公共下水道係員、(兼) 建築管理系長(建)、(兼)建築管理系員(建)	〃	〃	社会教育施設系(生涯学習系長)	略						略						2. 碧南市各部署局における活動の反映等 (情報の更新等)
因需部 ◎経営管理部長	第2因需班			第2因需系				〃	〃																																																																																																																		
		市民病院の非常配備体制による																																																																																																																									
経済環境部 ◎経済環境部長	農水班 ◎農業水産課長	農務施設系(土地改良系長)	農業水産課員	当須配備における各担当の月業務(第3次配備表参照)	当須配備における協力機関・団体の(第3次配備表参照)																																																																																																																						
	環境班 ◎環境課長	環境系(ごみ減量系長)	(兼)環境保全系長	〃	〃																																																																																																																						
住宅土木部 ◎建設部長	住宅建築班 ◎建築課長	住宅系(管理系長)	管理系員	〃	〃																																																																																																																						
		建築施設系(建築行政系長)	建築行政系員(兼設備系長、兼設備系員)	〃	〃																																																																																																																						
	土木施設管理班 ◎土木港湾課長 ◎都市計画課長 ◎都市整備課長	土木施設系(道路系長)	管理系長(土・(兼)都計・都整、区画整理系長、道路系員、港湾可成係員、計画推進系員、公園緑地系員、区画整理系員)	〃	〃																																																																																																																						
		港湾可成係(港湾可成系長)																																																																																																																									
都市整備系(公園緑地系長)																																																																																																																											
給排水部 ◎開排水道部長	水道班 ◎水道課長	給水係(工務系長)	管理系長(水、給水業務系長、工務系員、配水管理事務員)	〃	〃																																																																																																																						
	下水道班 ◎下水道課長 ◎下水道課主幹	排水係(都市下水道系長)	管理業務系長、都市下水道係員、公共下水道係員、設備系長(建)、設備系員	〃	〃																																																																																																																						
		公共下水道系(公共下水道系長)																																																																																																																									
略																																																																																																																											
略																																																																																																																											
因需部 ◎経営管理部長	第2因需班	第2因需系		当須配備における各担当の月業務(第3次配備表参照)	当須配備における協力機関・団体の(第3次配備表参照)																																																																																																																						
		市民病院の非常配備体制による																																																																																																																									
経済環境部 ◎経済環境部長	農水班 ◎農業水産課長	農務施設系(土地改良系長)	農業水産課員	〃	〃																																																																																																																						
	環境班 ◎環境課長	環境系(ごみ減量系長)	(兼)環境保全系長	〃	〃																																																																																																																						
住宅土木部 ◎建設部長	住宅建築班 ◎建築課長	住宅系 ((兼) 管理系長)	管理系員	〃	〃																																																																																																																						
		建築施設系(建築行政系長)	建築行政系員、 建築管理系長、建築管理系員	〃	〃																																																																																																																						
	土木施設管理班 ◎土木港湾課長 ◎都市計画課長 ◎都市整備課長	土木施設系(道路系長)	管理系長(土・都計・都整、道路係員、港湾可成係員、計画推進系員、 都市整備系員)	〃	〃																																																																																																																						
		港湾可成係(港湾可成系長)																																																																																																																									
都市整備系(都市整備系長)																																																																																																																											
給排水部 ◎開排水道部長	水道班 ◎水道課長	給水係(工務系長)	(兼)管理系長(水)、給水業務系長、工務系員、配水管理事務員	〃	〃																																																																																																																						
	下水道班 ◎下水道課長	排水係(都市下水道系長)	都市下水道係員、公共下水道係員、(兼) 建築管理系長(建)、(兼)建築管理系員(建)	〃	〃																																																																																																																						
		社会教育施設系(生涯学習系長)																																																																																																																									
略																																																																																																																											
略																																																																																																																											
192	碧南市災害対策本部組織図(第3次非常配備) 図中 		碧南市災害対策本部組織図(第3次非常配備) 図中 		2. 碧南市各部署局における活動の反映等 (情報の更新等)																																																																																																																						

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																				
192	給食教育部 (教育部長) 社会教育班 (生涯学習課長) 社会教育係 (生涯学習課員等)	給食教育部 (教育部長) 社会教育班 (生涯学習課長) 社会教育施設係 (生涯学習課員など)	2. 碧南市各 局における活 動の反映等 (情報の更新 等)																																				
193	第3次非常配備 (=災害対策本部設置) →全職員招集 1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。 2 碧南市に「震度6弱」以上の地震が発生したとき。 <table><tr><th>部 ◎部長 ○副部長</th><th>班 ◎班長 ○副班長</th><th>係(係長)</th><th>係 員</th><th>所掌業務</th><th>協力機関 ・団体</th></tr><tr><td>本部 ◎副市長 (防犯総監) ○市民協働部長 (防災監)</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>総務部 ◎総務部長</td><td>情報・調整班 ◎秘書課課長</td><td>情報分析係 (情報総務係長)</td><td>情報総務係員 秘書係員 (総務部) 行政係長 (市民協働部) 地域協働課1名 (福祉こども部) 保健係長 (健康推進部) 地域対策係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(道) (開発水道部) 管理業務係長 (下水) (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	部 ◎部長 ○副部長	班 ◎班長 ○副班長	係(係長)	係 員	所掌業務	協力機関 ・団体	本部 ◎副市長 (防犯総監) ○市民協働部長 (防災監)	(略)					総務部 ◎総務部長	情報・調整班 ◎秘書課課長	情報分析係 (情報総務係長)	情報総務係員 秘書係員 (総務部) 行政係長 (市民協働部) 地域協働課1名 (福祉こども部) 保健係長 (健康推進部) 地域対策係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(道) (開発水道部) 管理業務係長 (下水) (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長	(略)		第3次非常配備 (=災害対策本部設置) →全職員招集 1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。 2 碧南市に「震度6弱」以上の地震が発生したとき。 <table><tr><th>部 ◎部長 ○副部長</th><th>班 ◎班長 ○副班長</th><th>係(係長)</th><th>係 員</th><th>所掌業務</th><th>協力機関 ・団体</th></tr><tr><td>本部 ◎市長 ○副市長 (防犯総監) ◎教育長 市民協働部長 (防災監)</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>総務部 ◎総務部長</td><td>情報・調整班 ◎秘書課課長</td><td>情報分析係 (情報総務係長 及び情報統計 担当係長 秘書係長)</td><td>情報総務係員 秘書係員 (総務部) 行政係長 (市民協働部) 地域協働課1名 (福祉こども部) 保健係長 (健康推進部) 地域対策係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(建 (開発水道部) 管理係長(水 (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長 ※各部から</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	部 ◎部長 ○副部長	班 ◎班長 ○副班長	係(係長)	係 員	所掌業務	協力機関 ・団体	本部 ◎市長 ○副市長 (防犯総監) ◎教育長 市民協働部長 (防災監)	(略)					総務部 ◎総務部長	情報・調整班 ◎秘書課課長	情報分析係 (情報総務係長 及び情報統計 担当係長 秘書係長)	情報総務係員 秘書係員 (総務部) 行政係長 (市民協働部) 地域協働課1名 (福祉こども部) 保健係長 (健康推進部) 地域対策係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(建 (開発水道部) 管理係長(水 (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長 ※各部から	(略)		2. 碧南市各 局における活 動の反映等 (情報の更新 等)
部 ◎部長 ○副部長	班 ◎班長 ○副班長	係(係長)	係 員	所掌業務	協力機関 ・団体																																		
本部 ◎副市長 (防犯総監) ○市民協働部長 (防災監)	(略)																																						
総務部 ◎総務部長	情報・調整班 ◎秘書課課長	情報分析係 (情報総務係長)	情報総務係員 秘書係員 (総務部) 行政係長 (市民協働部) 地域協働課1名 (福祉こども部) 保健係長 (健康推進部) 地域対策係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(道) (開発水道部) 管理業務係長 (下水) (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長	(略)																																			
部 ◎部長 ○副部長	班 ◎班長 ○副班長	係(係長)	係 員	所掌業務	協力機関 ・団体																																		
本部 ◎市長 ○副市長 (防犯総監) ◎教育長 市民協働部長 (防災監)	(略)																																						
総務部 ◎総務部長	情報・調整班 ◎秘書課課長	情報分析係 (情報総務係長 及び情報統計 担当係長 秘書係長)	情報総務係員 秘書係員 (総務部) 行政係長 (市民協働部) 地域協働課1名 (福祉こども部) 保健係長 (健康推進部) 地域対策係1名(高) (経済環境部) 環境保全係長 (建設部) 管理係長(建 (開発水道部) 管理係長(水 (教育部) 庶務課1名 (議会事務局) 議事係長 ※各部から	(略)																																			

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
193			2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)
194			
195			

碧南市地域防災計画(資料編)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由															
195	<table><tr><td rowspan="3">◎開発水道部長</td><td>下水道班</td><td rowspan="3">略</td></tr><tr><td>◎下水道課長</td></tr><tr><td>○下水道課主幹</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	◎開発水道部長	下水道班	略	◎下水道課長	○下水道課主幹	略			<table><tr><td rowspan="3">給排水部 ◎開発水道部長</td><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>下水道班 ◎下水道課長</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	給排水部 ◎開発水道部長	略		下水道班 ◎下水道課長	略	略		2. 碧南市各 局における活 動の反映等 (情報の更新 等)
◎開発水道部長	下水道班		略															
	◎下水道課長																	
	○下水道課主幹																	
略																		
給排水部 ◎開発水道部長	略																	
	下水道班 ◎下水道課長	略																
	略																	